

令和元年9月17日  
(火曜日)

令和元年 第6回幌延町議会 (定例会)  
会議録 第1日目

## 議 事 日 程

- 開会宣告及び開議宣告
- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 認定第1号 平成30年度幌延町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 7 認定第2号 平成30年度幌延町立診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 8 認定第3号 平成30年度幌延町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 9 認定第4号 平成30年度幌延町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 10 認定第5号 平成30年度幌延町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 11 認定第6号 平成30年度幌延町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 12 認定第7号 平成30年度幌延町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 13 報告第1号 平成30年度決算に基づく幌延町財政健全化判断比率の報告について
- 14 報告第2号 平成30年度決算に基づく幌延町公営企業会計資金不足比率の報告について
- 15 同意第1号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 16 同意第2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 17 議案第1号 幌延町東ヶ丘スキー場設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 18 議案第2号 幌延町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 19 議案第3号 幌延町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第4号 幌延町認定こども園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 21 議案第5号 幌延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 22 議案第6号 幌延町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 23 議案第7号 平成31年度 幌延町一般会計補正予算（第3号）
- 24 議案第8号 平成31年度 幌延町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 25 議案第9号 平成31年度 幌延町下水道事業特別会計補正予算（第1号）  
（平成30年度度幌延町各会計決算審査特別委員会）
- 散会宣告

本日の会議の順序

		開会宣告及び開議宣告	〃	17	議案第1号
日程第1		会議録署名議員の指名	〃	18	議案第2号
	〃	2 会期の決定	〃	19	議案第3号
	〃	3 諸般の報告	〃	20	議案第4号
	〃	4 行政報告	〃	21	議案第5号
	〃	5 一般質問	〃	22	議案第6号
		休憩宣告	〃	23	議案第7号
		開議宣告	〃	24	議案第8号
日程第5		一般質問	〃	25	議案第9号
		休憩宣告			散会宣告
		開議宣告			
日程第5		一般質問			
		休憩宣告			
		開議宣告			
日程第5		一般質問			
	〃	6 認定第1号			
	〃	7 認定第2号			
	〃	8 認定第3号			
	〃	9 認定第4号			
	〃	10 認定第5号			
	〃	11 認定第6号			
	〃	12 認定第7号			
		休憩宣告			
		開議宣告			
日程第13		報告第1号			
	〃	14 報告第2号			
		休憩宣告			
		開議宣告			
	〃	15 同意第1号			
	〃	16 同意第2号			

出席議員（8名）

議 長	8 番	高 橋 秀 之
	1 番	富 樫 直 敏
	2 番	斎 賀 弘 孝
	3 番	植 村 敦
	4 番	無量谷 隆
	5 番	岡 本 則 夫
	6 番	吉 原 哲 男
	7 番	西 澤 裕 之

出席説明員

町 長	野々村 仁
代表 監 査 委 員	利 波 隆 造
副 町 長	岩 川 実 樹
教 育 長	木 澤 瑞 浩

総務 財 政 課 長	藤 井 和 之
住 民 生 活 課 長	早 坂 敦
保 健 福 祉 課 長	村 上 貴 紀
企 画 政 策 課 長	藤 田 秀 紀
産 業 振 興 課 長	山 本 基 継
建 設 管 理 課 長	島 田 幸 司

総務グループ主幹 伊 藤 崇

教 育 次 長 伊 藤 一 男

国民健康保険診療所事務長事務取扱 (岩 川 実 樹)

農業委員会事務局長 (山 本 基 継)

選挙管理委員会事務局長 (藤 井 和 之)

事 務 局 長	植 村 美 佐 子
主 事	満 保 希 来

(10時00分開 会)

議 長 高 橋 秀 之 君

本日の出席議員は8名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第6回幌延町議会定例会を開会します。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付されているとおりです。

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定に基づき、議長において7番 西澤裕之君、1番 富樫直敏君を指名します。

日程第2 「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日、9月17日から19日までの3日間としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3日間に決定しました。

日程第3 「諸般の報告」を行います。

議長としての報告事項は、配付した資料のとおりです。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第4 「行政報告」を行います。

町長、教育長から、順次行政報告を求めます。

町 長 野々村 仁 君

それでは、幌延町議会9月定例会の開催にあたり、一般行政の執行状況及び令和2年度以降の幌延深地層研究計画案についてご報告申し上げます。

8月2日に、国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構から北海道、幌延町、原子力機構が締結した三者協定に基づく協議の申し入れを受けました。

三者協定では、第7条で、計画の内容を変更する場合には、事前に協議するものとされており。

また、三者協定に係る確認書においては、第7条の事前協議については、1ヵ月前に行うことが明示されており、協議が整うまでは、計画の変更を行わないものとされており。

幌延深地層研究計画は、平成13年3月に研究が開始され、現行の計画では、全体の計画は20年程度とされており。

原子力機構は、平成27年4月に始まった第3期中長期計画において、平成31年度末までに、研究終了までの工程と、その後の埋め戻しについて決定するとしており、今後の研究計画を検討した結果、引き続き研究開発が必要であるとして、北海道、幌延町に対して、三者協定に基づき、研究計画の変更に係る事前の協議を申し入れてきたものであります。

幌延深地層研究センターでは、平成27年度以降、実際の地質環境における人工バリアの

適用性確認、処分概念オプションの実施、地殻変動に対する堆積岩の緩衝能力の検証の3つを必須課題として、これらに重点を置いた研究開発を進め、平成30年度に、研究開発の進捗状況について、外部の専門家から、全体としておおむね適正に研究が遂行され、当期5カ年の目標達成できたと評価する。今後は、技術の確立が可能な水準に達するまで、人工バリア性能確認試験など、継続するとともに、本地下研究施設を最先端の地層処分技術を実証するプラットフォームとして、国内外の関係者に広く活用されることを期待するとの評価を受けております。

原子力機構は、このような評価などを踏まえ、3つの必須課題のうち、引き続き研究開発が必要と考えられる課題について、令和2年度以降は、令和3年度までの第3期中長期計画及び第4期中長期目標期間を目途に取り組むこととし、その上で、国内外の技術動向を踏まえて、地層処分の技術基盤の整備の完了が確認されれば、埋め戻しを行うことを具体的工程として示すとしております。

さらには、三者協定を遵守し、安全確保を第1に取り組むとしております。

本町は、今回の協議申し入れを受け、北海道と協議を行い、三者協定に基づく確認会議を開催することで合意し、9月10日に第1回目の確認会議が開催されました。

第1回目の確認会議においては、主に、研究計画案について、改めて原子力機構に説明を求めた上で、内容について、不明点や第2回目以降の具体の議論を行う上で確認しておきたい事項等について、専門有識者、北海道、幌延町から原子力機構へ確認した後、次回以降に確認を要する事項の抽出を行いました。

今後は、確認会議において専門家の助言を受け、研究計画案を精査し、三者協定の遵守を前提に、北海道との協議を進めながら、町民の皆様や町議会議員の皆様のご意見を参考にし、本町の方針を決定していこうと考えております。

そのほか、一般的な事務事項につきましてはお手元にお配りした資料のとおりとなっております。

以上、第6回幌延町議会定例会の行政報告とさせていただきます。

教育長 木澤瑞浩君

幌延町議会9月定例会の開催にあたり、教育行政の執行状況について、その概要をご報告いたします。

初めに、学校教育について3点申し上げます。

まず1点目は、文部科学省委託事業遠隔教育システム導入実証研究事業を、北海道教育委員会が受託し、その実証校として、本町の中学校が選ばれました。

また、北海道教育委員会のプログラミング教育事業の研究実践校として、幌延小学校が指定を受けました。

さらに、地域連携研修事業の研究実践校の主体校として幌延中学校、連携校として町内の小・中学校が指定を受け、子供たちの学習活動の充実に向けた取り組みを始めました。

2点目は、7月23日に問寒別小中学校学校運営協議会の第1回目の会議が開催され、コミュニティースクールの取り組みがスタートしました。今後は更に保護者や地域の支援を学校運営に反映させた教育の充実を期待するところです。

3点目は中学校の全道大会の出場結果ですが、陸上競技が7月26日から28日に旭川市で開催され、出場した幌延中学校の生徒6名がほとんどの種目で自己記録を更新し、健闘したとの報告を受けております。

また、バトミントン競技は、8月2日から4日に稚内市で開催され、幌延中学校の生徒2名が男子個人ダブルスに出場し、初戦を突破するなど、善戦したとの報告を受けております。

また、文化面では、北海道吹奏楽コンクール稚内地区大会が7月28日に稚内総合文化センターで開催され、幌延中学校吹奏楽部がC編成の部に出場し、銀賞を受賞しました。

次に、社会教育について3点申し上げます。

1点目は、今年度の夏のこども朝活事業を7月29日から8日間開催し、学習や運動、さまざまな体験活動を通して、夏休み中の生活習慣の定着に取り組むことができました。

2点目は、スポーツ少年団活動で、剣道スポーツ少年団が7月28日に札幌市で開催された、全道大会に個人、団体で出場し、日ごろの稽古の成果をいかんなく発揮したとの報告を受けております。

3点目は、幌延町体育協会主催による、北海道ブレーブ・ファイターズの5回目の車いすソフトボール合宿が8月24日、25日実施にされ、体験会では、町民の皆様との交流を深めてくださいました。

以下、教育予算の執行状況、社会教育の活動状況等につきましては、別紙資料のとおりであります。

以上、概要を申し上げ、幌延町教育行政執行状況の報告といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

以上をもって、行政報告を終わります。

日程第5 「一般質問」を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

1 番 富 樫 直 敏 君

1番 富樫 直敏。通告に従い一般質問を行います。

地域交通について。

近年、全国的に少子高齢化が進み、社会問題になっておりますが、幌延町においても、その傾向が顕著になっております。特に高齢ドライバーの事故を受け、高齢者の運転免許返納が加速している現状であり、広範な地域に民家が点在しているという特徴をもつ本町のような酪農地帯においては、免許を返納した後の高齢者やもともと免許を所有していない交通弱者にとっては、長年住み続けてきた地区で暮らし続けることが困難な状況になっております。そうした中で、市街地以外の幌延地区を対象に現役で元気に活動しているシルバー世代の方々の力を借り、地域の交通の利便性を図ることを目的に相乗り事業の計画が進められております。

そこで町長に伺います。

手始めとして、市街地の交通弱者の方を対象に交通事業者を利用した場合のタクシー割引や交通費補助といった事業が出来ないか、お聞きします。

2点目、バイオマス構想について。

町長の公約であるバイオマス構想は、酪農地帯である幌延町の未来に非常に有意義であり、ぜひとも進めていきたい事業です。

しかし、我々酪農家では、あまり現実味のある話ではないのか、話題に上がりません。それは、事業費の高さが課題となっていると思われます。

そこで町長に伺います。

この事業は、国3割の補助の他、町ではどの程度の助成を考えているのか。また、その残高をリース事業といった形にできないか。町長の考えをお聞きします。

町 長 野々村 仁 君

富樫議員のご質問にお答えします。

1問目の幌延市街地区における高齢者等交通弱者を対象とする交通事業者活用によるタクシー割引や交通費補助に関するご質問ですが、地域交通については、広く地域住民全般にサービス提供できる公平性や、担い手等の供給体制面など、全体的なバランスの上の検討課題が多く、地域での必要性を認識しつつも、実施が困難な分野であります。市街地区以外の幌延地区で相乗り事業の計画が進められているとのことについては、大変心強く、喜ばしいことと感じております。

行政が解決できない部分を、地域の皆様が、自ら考え行動してくださることこそが、協働のまちづくりの理念であり、住民自治の発展につながるものと、大いに期待しております。

ご質問にございました、幌延市街地区における高齢者等交通弱者を対象とする交通事業者活用によるタクシー割引や、交通費補助につきましては、現実的に動きのあるとされている相乗り事業の進捗状況を確認させていただきつつ、従前、ご答弁申し上げております全町的視点での広く、公平なサービス提供体制整備など、慎重に検討を進める必要があると考えております。

現在、集落支援対策として、地域コミュニティ形成事業で、集落維持機能提供のための予備調査事業を進めており、地域集落のさまざまなお困り事を情報収集している中でも、いわゆる交通弱者と呼ばれる方々への生活の足の確保について、ご要望が多い、一つの課題と再認識しております。

引き続き、町内における地域交通サービスを多くの皆様が公平に利用できる仕組みづくりについてどのような体系が望ましいかを含め、考究してまいりたいと考えております。

次に、2問目のバイオマス構想に関する質問ですが、町は地方創生の取り組みの一環として、平成27年度から家畜ふん尿バイオマス利活用について可能性調査を進め、昨年度、幌延町バイオマス産業都市構想をまとめて、今年度については、構想に掲げた飼養頭数100頭規模の酪農家が導入可能な小型プラントの実現に向けて、プラント設計に必要なデータ収集や、事業費の積算に係る調査を進めております。

かねてより、勉強会や説明会の場で、おおよその事業費をお示ししておりますが、導入に掛かる負担は、導入後に売電収入等を見込むことができるものの、国の補助制度を活用した場合、数億円にも上ることから、議員ご指摘のとおり、高額な事業費が導入への課題の一つであると考えております。

現状においては、町独自の補助制度の構築や、町などで事業主体としたリース方式による個別型プラント導入について具体的検討は行っておりませんが、今後の調査事業で得られた詳細な数値を把握した上で、今後検討を進めたいと考えております。

1 番 富 樫 直 敏 君

まず、地域交通の件でありますけれども、町長はそれなりに課題として考えておるといことなんですけれども、郊外で相乗り事業始めようとしたきっかけというのは、下沼地区で明和会という老人クラブがありまして、12、3名なんですけれども、その中で免許を返納した方が2名ほどおられて、これから車の免許もなくなったし、なかなか集会に出て歩くのも大変だから、老人クラブを退会したいという話が出まして。そうしたら、そういう話があったら、免許のない方も、私もしたらやめますっていうことで、困ったもんだっていうクラブの会長さんのお話がありました。

そうした中でやっぱり、こういう相乗り事業を始めたいということを地域の老人クラブの方々だとか、それなりの方々にお話したら、ぜひともやれということでありました。

そんな中で、やはり町の中での声なんですけれども、お寺っていうのは町外れにあるんですけど、そこに行きたいんだけど、雨降りだとか、風の強いだとか、こういうときはタクシー利用できたらいいね、そういう1人暮らしの女性の話や免許を返納した後、電動カートを買ったんだけど、なかなか雨降りで大変だと。そういう思いがございいます。

だから、そういう郊外の、ある程度交通事情が解決されたならば、市街地でもできるだけ早く取り組んでやるのが一つの方法なんではないかと思うんですけれども、町長の考えをお聞かせください。

町 長 野々村 仁 君

先ほども申し上げたとおり、本当に町内の中のボランティア活動として、そういう事業で、民間の方々のご支援をいただけるということは大変ありがたいことだと私どもも思っております。

いかにせん、それぞれ今までも、担当を含めて、我々もどういう形でこういう相乗りまたは、そういう無償輸送などできるかということも含めて、それぞれが調査したり、考えたりしているところでもありますけれども、いかにせんマンパワーが足りないという、そこに尽きてしまっているところでもあります。

そういうことから含めて、今回、今年度から取り組んでいるコミュニティ形成事業の中で、そういう担い手となりうる、お手伝いをしてもらえる、そういう方々に、若手を起用しながらでも、若手といっても本当に若い人ではなくても、中堅クラス以上でも、そういう担い手になっていただけるもの、そういう形で集落を支援できる形というのが、どうにかして取れないかということが今調査も含めて、今、一生懸命進めている中でもあります。

まさしく郊外、私も以前から言ってるとおり、全体スキームさえできれば、試しにどっかでやろうということ自体では、それを全体的に考えた中での事業ですから、不公平感っていうのは、大分解消できると思っておりますから、できると思っております。

その地区が、下沼にはできるんだけど、違う集落ではまだできないということであれば、そこには、先ほど言ったこういうコミュニティ形成の中でも、どういう形ができるかとい

う検討しながらでも、そういう形を整えつつできたら、即でも、市街地の中であれば、まだ事業者さんをご相談してませんけども、また、事業者さんもこれで人手不足ということはずっと常々、我々の関連の事業でお手伝いしていただいている中でも、この事業できるかできないかというお話をさせていただいている中でも、なかなか困難なところがあるということですので、事業者の皆さんと相談をしながらでも、そういうことができる可能性は十分にあると思っております。

ただ全体スキームを早く皆さんと協議をしながら、詰めていきたいというのが私の気持ちであります。

1 番 富 樫 直 敏 君

前向きに検討されてるということなんで、議会と町といろいろ相談しながら進めていきたいと思っております。

また、町長が日ごろから人口減らさないんだと。我が町の人口は減らさないんだっていうことを日ごろから言っておられます。来年度は高齢化率が30%を超えると言われる幌延町ですけども、幌延を築いてこられた先輩たちが、これからも幌延でまた住んでいきたいという思いに答えるのが、また、政治であろうと思います。これは、地域交通の件はこれで終わりにさせていただきます。

続いて、バイオマスの件でありますけれども、町長の思いは基本的に土づくりであろうと。これはもう非常に、僕自身も共感するところでありましてけれども、この施設の導入には、やはりいろいろ方法があるうと思っておりますけれども、やはりリーダーたる者が、やはりはっきりと指針を示して、バイオマスを幌延の産業づくりに役立てるんだということをはっきりと物申していただきたい。

例えば肥培かんがいの件なんですけれども、幌延町で半数の方が肥培かんがいを取り入れられて利用されてるんですけども、このときにもやはり事業費の高さとか、いろいろあったんですけども、やはり町長、あるいは、組合長、農協職員等が各農家に入って、説得に当たっていったということもありますので、町長のこれからの、基本的に導入の意思をはっきりさせられるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

町 長 野々村 仁 君

このバイオマス事業については本当に寝耳に水のところか、バイオマス事業自体の周知をしてもらい、または理解をしてもらいというところからスタートして、もう2年半、3年と経って、3年を過ぎてしまってきたところでもあります。

皆さんの希望の中で、やっと気持ち的に、そういうシステム、そういう導入っていうのはいいことだねって言っていただける方が数十名、共感をしていただいたという形のところまでは来たというところでもありますので、昨年度、このバイオマス都市構想、まず、事業確保の観点からいっても、スムーズに進めるために、国の補助事業の制度に乗れるための都市構想を認定をさせていただいたというところでもあります。

ただ、それぞれ、個別のこのバイオマス事業を進めるに当たって、3分の1と言いつつも、その補助対象になるもの自体、それぞれが細かく分類されていて、全ての事業費全体が3分の1の補助になるという形でもないということもありますし、システムによって大きな

差ができてくるというところがあります。

今年度進めてるのはまさしくそこでありまして、どんな使用体系か、どういう形でふん尿を処理するのかの形によって、費用の大きさが変わるということもございますし、パターンによっては売電しないという方もいたり、売電をするという方もいたりということの、総体構想をそれぞれシミュレーションしながら、具体的に、今の事業費の積算を検討しているところでもあります。

その状況が見定められないところでは、なかなかそのパーセント提示でどうのこうのとか、定額でどうのこうのという話にもならないんで、今年度この調査をした中で、そういう意欲のある方々に対してどういう支援ができるかっていうのは、その数字が出てきた時点で一生懸命、庁内でもませていただきながら、対応していくということにしておるところでもございます。

補助をしないとか、お手伝いをしないという話ではないですし、また、その観点からいっても、農協さんを含めて、どういう形で地域的な酪農の現状を維持するか、環境負荷にどういう形で進んでいくかっていうのも含めて、その事が進んでいけるものだと私自身は考えてございます。

1 番 富 樫 直 敏 君

よくわかりました。

その中でリース事業云々という質問したんですけども、肥培かんがいの場合は9割補助でやって、残り1割は受益者負担だったんですけども、このたびのバイオマスの件では、やはり金額も相当大きくなるということで、新たに新規投資をした場合、牛舎とふん尿処理は当然、ついてくる課題であります。そのときに牛舎の部分の負債と、灌排のバイオマスの部分の負債がセットになるとなかなか総額が大きくなる。その中でやっぱり施設は施設で負債は仕方ないんですけども、バイオマスの件は賃料料金、要するに町の所有で、賃料料金で支払う。要するに農家してみれば支払い額は同じなんだけど、負債として残らない。それだったら、新規投資として、牛舎とバイオマス発電を同時に構想で練れるという、そんな感じがございます。

ぜひとも町長と企画振興の方には、リース事業がどのようにできるかどうか、検討をお願いしたいと思います。

町 長 野々村 仁 君

この手法であると思ってございます。そのスキームを先ほどお話をした中でのシミュレーションの中で、売電を主体として年間にどのぐらいの固定した収入があるかというのも含めながら、どういう形で償却がしていけるかというのも含めて、見積もっていくものだと私自身は考えてます。

ただ、どうしても灌排事業と大きく違うの灌排事業、それぞれ集落全体での事業として認定をされて、それで個別に自己負担の割合が10%という、そういう形で進めてこられたということでもあります。国の事業が3分の1入るといっても、3分の1でございましてから、先ほどの話から見れば相当大きな形が自己負担として残るわけですけども、最終的にそのあとの残りが、先ほどからお話のある町の補助事業ということに、あまりにも過大な補助事業と

いう形であると、やっぱり、先ほどの地域交通と同じように、負担の公平性からいって、税の使い方からいって、それぞれどの程度までが皆さんにとっても許していただけるかということも慎重に考えながら、やっぱり決めていかなきゃならない事業の一つだと思ってます。

これが全てが数%で集約をしながら地区的にその事業をやしましょう、この町全体、集落的に全体で数%でバイオマスをやるということになれば、ちょっとまた形態は違ってくるけど、今回の場合、やっぱり個別ということがあって、個人の財産ということにもなりかねないということもあって、そのへんは慎重に我々も、補助のあり方またこういうリース事業がどういう形ででき得るものか含めて、このシミュレーションが、積算ができ上がった時点で、一生懸命考えさせていただくということ为先ほども答弁させていただいたとおりと、私自身考えてます。

一生懸命、このバイオマスということ自体は、のちのちやっぱり将来に向けても、海の近いところでもありますし、河川沿いにある酪農地帯でもあるということから、やっぱり環境負荷の部分というのは大きく考えていく必要があると、そういうところから出て、つくらせていただいたものですから、どのように進められるかも含めて、今後、急いでシミュレーションがあった後には考えていきたい。

またそれぞれ、協議会の中に入っている方々も含めて、それぞれが出てきたら、またご説明をしながら、前へ事業を進めていって、もうちょっと内容が見えてくると思います。昨年までの試算っていうのは、本当に漠然的に、このタイプがあつたらこんなもんですという話で、一生懸命、話だけが進んでるいうところですので、全体スキーム的には、皆さんがご理解いただいていたところに、数十名の方が、何ぼかこう期待をしてるよというところがあるのかと思ってますので、その中身を積算ができ上がってきてから、協議をさせていただくということで、お願いを申し上げたいと思ってます。

議 長 高 橋 秀 之 君

これにて、1番 富樫直敏君の質問を終わります。

次の質問を行います。

7 番 西 澤 裕 之 君

通告のとおり、令和2年度以降の幌延深地層研究計画案について質問いたします。

8月2日にJAEAから本町に対し研究延長の申し入れがあり、8月5日に町から議会にその報告がありました。その後、議会は8月21日に令和2年度以降の幌延深地層研究計画案について、幌延深地層研究センターにおいて説明を受けました。

当初計画である「深地層研究所（仮称）計画」の内容から外れているものではなく、三者協定に何ら違反するものではないとの考えから、申し入れを積極的に受け入れるべきだと、私は考えます。

先ほどの行政報告で報告があり、重複する部分もありますが、確認も含め質問いたします。

①今後、北海道と専門家を交えた確認会議を行うということでしたが、北海道のHPを確認したところ、9月10日に1回目が開催されたと思います。どのような内容だったのか報告願います。

②確認会議の主たる議題は、提示された研究計画案が三者協定に抵触していないかだと思

いますが、その他、どのような事が議題になると考えているのか、伺います。

③町民と意見交換をしていくとありましたが、どのような形で行っていくのか伺います。

④申し入れから1ヵ月以上が経ち、この間、住民の意見を個人的に聞いてきましたが、意見を聞いた全ての人が研究延長に賛成しています。代表的な意見としましては「町にとって良いことだ。地元経済にプラスになる。実物を持ち込んだり、ましてや処分場になるわけでもない。研究は大いにやるべきだ。」というものでした。

原子力政策にとって、高レベル放射性廃棄物の最終処分の問題は大きな課題です。最終処分地の安心・安全を担保する上で、地層処分の調査・研究は重要な役割と責任を負っています。その責任を負った立場から、まだ課題があるので研究を続けたいと申し入れがあったのです。反対する理由が見つかりませんが、研究延長に反対する人たちや一部マスコミの報道では、「研究は20年程度としていたのに約束違反だ」との意見があります。しかし、問われるべきは20年という期間ではなく、地層処分研究の内容と成果であり、最大限の安全を担保し得る技術の確立にこそ拘るべきだと考えますが、町長の見解を伺います。

⑤また、幌延深地層研究センターの役割は、地層処分に関する調査・研究だけではありません。高レベル放射性廃棄物の最終処分には、国民の理解と信頼を得ることが必要だと思います。そのために幌延深地層研究センターでは、視察者の受け入れを行っており、視察者は年間7千名から8千名で、地下施設への見学者は約1千名と聞いております。地下空間と地層処分がどういうものなのかを体感できる唯一の施設であり、国民の理解を深めるための重要な施設と認識しておりますが、その達成にはまだ時間がかかるものと感じております。

この度示された研究計画案の1.はじめにでは、「幌延深地層研究センターは地層処分に関する研究開発を具体的に進める施設として、また、国民が地下環境を体感する場として、その重要性に変わりはありません。」との記述はありますが、研究計画案の3.今後の進め方の中にも、地層処分の国民的理解を図る重要な施設であるということ盛り込んだ計画案にした方が広く周知され、認識されていくと考えますが、町長の見解を伺います。

答弁よろしく願いいたします。

町 長 野々村 仁 君

西澤議員のご質問にお答えします。

1点目の幌延深地層研究の確認会議に関するご質問ですが、議員からのお話のあったとおり、9月10日に第1回目の会議を札幌市で開催しております。

今回の確認会議は8月2日に原子力機構から申し出のあった、令和2年度以降幌延深地層研究計画案の内容について、北海道と幌延町が三者協定の内容との整合性等について、原子力機構に確認することを目的に開催するもので、第1回目は主に研究計画案について、改めて原子力機構に説明を求めた上で、内容については、不明点や第2回目以降に、具体の議論を行う上で確認しておきたい事項等について、専門有識者、北海道、幌延町から原子力機構へ確認したのち、次回以降に確認を要する事項の抽出を行ったとの報告を受けております。

2点目の確認会議での議題に関する質問ですが、ご指摘のとおり、研究計画案の内容について、必要性・妥当性、三者協定との整合性を論点に確認していくこととなります。

3点目に幌延町民との意見交換の場に関する質問ですが、今月下旬から始まる町政懇談会

において、研究計画案の内容説明と合わせて意見交換を行います。また、確認会議での議論に係る報告や議会及び町民皆様のご意見に基づき作成する町の方針案について、パブリックコメントの実施を予定しております。

4点目の研究計画案に関する私の見解に関するご質問ですが、研究計画案は、三者協定第7条に基づき、原子力機構から計画変更の申し入れがあったもので、これを受け、道と町は三者協定第14条に基づき設置した、この確認会議の場で内容確認を行っております。

以前より深地層研究の重要性、必要性等については申し上げているところであり、議員ご指摘のとおり、問われるべきは、地層処分研究の内容と成果であり、最大限の安全を担保し得る技術を確立する上においても、この研究の動向は重要な位置づけであることは認識しておりますが、確認会議での検討結果や幌延の町民の皆様のご意見を踏まえ、道と歩調を合わせ、町の方針を決定したいと考えております。

5点目の幌延深地層研究センターの役割に関するご質問ですが、原子力機構からの令和2年度以降の幌延深地層研究計画案の説明においても、この研究施設は、地質環境の研究や技術開発を目的とした研究所に位置づけられます。

幌延深地層研究計画は、三者協定や町条例において、核抜き施設であることを担保した上で、研究開発を進めているにも関わらず、道民や国民に対し正確な情報が伝わっていないのか、研究が終わらない限り、将来も最終処分場になるのではないかという心配をする声があることも承知をしております。

そういった声が少しでも払拭し、また、研究計画案への正しい理解が進むよう、多くの方に、地下の研究施設を見ていただき、研究に対する理解を深めていただきたいと思いますし、日本国内で地下深部を体感できる唯一の施設として重要な役割を担っていく施設であると考えております。

## 7 番 西 澤 裕 之 君

確認会議について再質問させていただきます。

町長の答弁の中で、2回目以降、具体的な議論を行う上でという、言葉が出てきておりますけれども、その確認会議の中において、議題に上がるのが研究計画案の必要性、妥当性、三者協定との整合性というお話でありましたけれども、その議題がですね、三者の中で、いわゆる合意ができるまで、確認会議が続くというふうに理解しておりますけれども、おおむねその期日といいますか、その期限という話は、第1回目の中で出たのでしょうか。

## 副 町 長 岩 川 実 樹 君

第1回の確認会議は、9月10日に行われました。これには幌延町から私と企画政策課長が出席しておりますけれども、その概要を申し上げますと、第1回目につきましては、まず、機構さんのほうから、今回の研究計画変更案の説明を受けました。

説明の中で、不明な点などを質問し、その後ですね、これは2回目以降の返答でよろしいですからということで、道と幌延町、それと有識者、大学の先生になるんですけども、これらの方から、今後確認しておきたい質問事項をまず申し上げました。それらの答えについては、2回目以降ということになったんですけども、それでいつまでということにつきましては、明確にお答えしておりません。これは会議の行方ですとか、流れによっては、どこま

でかかるかっていうのは、ちょっとまだ不透明の部分がありますので、そういったところっていうのははっきり申し上げておりません。

7 番 西 澤 裕 之 君

町民との意見交換ということでもありますけれども、道は道の役割として、地域の方に多分、ホームページ上で見ると、質問や疑問などを募集してるということで、全体的な意見募集という役割を担っているのかなと思いますけれども、この町民との意見交換の場に出た意見なり、質問なりを確認会議で、議論していくということの理解でよろしいでしょうか。

副 町 長 岩 川 実 樹 君

北海道のほうともお話ししてはいますが、道のほうではホームページで9月4日からでしたかね。ひと月ぐらいかけて、道民からの質問疑問等を募集しております。

これら寄せられた質問や疑問についてですね、北海道は北海道として、幌延町は幌延町として、機構さんに対して正していくというふうに考えております。

当然、町としてもですね、今後、町政懇談会等でいただいた疑問点なども、町の質問事項としてですね、機構さんのほうに確認していきたいなというふうに考えてございます。

7 番 西 澤 裕 之 君

質問や疑問に関しましては、そのような、JAEAさんにこういう質問や疑問がありますよという話でしょうけれども、ただ、この研究計画案に対するですね、意見という話になったときにですね、その意見を確認会議等で、基本的なその研究計画案からずれていなければ、どこまで受け入れるのか。それとも、その研究計画案自体は、これを確認しているの、文言等も含めて、変えていかないのかっていうところは、何か議論になりますか。

副 町 長 岩 川 実 樹 君

この確認会議なんですけれども、そもそも何をやる場かと言いますと、これについては、協定の履行状況確認する場でありましてですね、三者協定がしっかり守られているか、守られる計画なのかどうかということを確認していく場であるというふうなんです。

ですから、この中で質問だとか疑問点っていうのは、その三者協定がちゃんと守られている。放射性廃棄物を持ち込まない、使用しない、最終処分場にならないだとか、中間貯蔵施設の設置されないだとかという周囲の不安が、幌延町民の方は、よくご存じなんでしょうけれども、周辺市町村や道民の方には、やはりまだ不安に思ってる方がおられますんで、そういったことを一つ一つ確認して、これはちゃんと三者協定が守られる計画内容なんだということが確認されれば、確認会議として、幌延町長及び北海道知事に、こういうことが確認されましたということを報告していきます。

ご意見というのは、首長さんが、それらのご意見も踏まえた中で、総合的に確認会議の確認結果と合わせてですね、判断されていくものだというふうに考えております。

7 番 西 澤 裕 之 君

承知いたしました。

先ほど述べたところで、4番の中で町民の意見という、私が聞いた住民の意見として、代表的な意見はこうですよというふうに述べました。それは、計画案に関する賛否であり、中身といたしますかですね、ほかの意見として多かったのが、この延長期間内にですね、深度5

00メートルまで掘削していくのかというところの意見、掘削していくんでしょってという意見というか、質問というかが多く聞かれました。

議会として、幌延深地層研究センターでJAEAさんとの意見交換という場でも、同僚議員からですね、500メートルの話は出ました。その時の回答としましては、研究計画案の中でも、深度500メートルでやる研究は載っていますというお話だったかと思っていますので、決して500メートルという話はですね、聞いてはもちろんいないというふうに思っておりますけれども、住民が、今回の研究計画の中で、500メートルまでやっていくんでしょってという、強い思いがあるというところの意見もあったというところで、町長の認識といたしますか、その意見に対する見解をお伺いします。

副町長 岩川実樹君

町長のお考えの前に、第1回の確認会議です、幌延町民の関心っていうのは、そういうところが大きいんだろうなというところで、確認事項として、今後500メートルの掘削については計画変更の中に入っているのが入っていないのかということ、質問事項として出しておりますので、2回目以降には正式にそういったことに関する回答は出てくるというふうに考えております。

町長 野々村仁君

私の認識ということでお答えをさせていただきます。

これはまさしく、先ほど議員からもおっしゃられたとおり、平成10年度に計画案が作られたときの500メートルに、きちんと計画案として載せてあるというところは、今回のこの延長計画というのは、その10年につくられた、基本ベースはそのまま維持をしながら、期間変更の延長の申し入れだというふうに私ども捉えているというところでありますので、その期間の中には500メートルの部分も入っている。

ただ、従前から説明があったとおり、350メートルできちんと成果が出た、必要性があるならば500メートルという域には変わらないと思いますけども、今言われたとおり、その確認もそれぞれされてるということですから、その辺の回答も、どういう形かわかりませんが、その回答を待ってから、また、しかるべく考えていくことだと思っておりますけど、私自身としては、計画案に載ってるものというふうに認識をしています。

7 番 西澤裕之君

質問された住民には、そのように私も回答したいというふうに思います。

また、住民の中の意見としまして、先ほど地元がいいことだとか、地元経済にとってもいいことだという話を出しましたけれども、それよりも何よりもっていう話がやっぱりつきます。それは、この国が進めている地層処分に関して、今でもそのガラス個化体が2千何本あったりとか、廃炉の話とかが報道されたりとかっていう中で、この最終処分どうするんだっていう話を、やっぱり研究施設を立地している住民にとっては、やっぱり大きな関心事の一つであって、ただ単に地元にとって経済活動がよくなるとか、電源立地三法交付金が入ってくるって、そういうようなことではなくて、もうちょっと国の政策に関わっているんだと。この最終処分に関して、どうしていくんだっていう研究をもっと進めなきゃだめなんだっていう思いはすごいあるっていうふうに、すごく感じました。

今日は、一般質問ではありますがけれども、こういう意見を町長に聞いて、町長どう思いますかっていう質問になっていくと思うんで、研究施設を立地している住民ならではの意見かなというふうに思っていますけれども、町長はこの意見に対してどう考えて、どう思いますか。

町 長 野々村 仁 君

私は、従前からこの研究の大切さ、また国に協力をして、この地層処分に関わる理解を深めるために必要なフィールドであるということはずっと述べてきていることには変わりございません。やっぱりそこが、第1に今後、それぞれ、エネ庁さんのほうで、一生懸命マップをつくり、それぞれ地域に説明をしているという、そういう候補地選定の中の説明会等々やっておられますけれども、そういう形を進めるにしても、地層処分ということ自体のきちっとした安全性の確立ということ、きちんと皆さんが認識をしていくことから始めるべき話だろうと私は考えてますので、この研究自体が、その意味においては、大変非常に重要な研究だと思ってますし、持ち込まない、処分場にしない、ジェネリック的な、こういう研究施設であるということ自体をやはりもうちょっと正確に皆さんに広めていながら、理解をしてもらおうということも、大きな課題の今後一つかなというふうに考えてます。

7 番 西 澤 裕 之 君

私も本当にそのように思っています。

そして、議員がこういう質問する時に、よく新聞報道ではとかっていうような話、よくしていながら展開していきますけれども、一部報道で北海道が特定放射性廃棄物に関する条例をつくっていて、受け入れがたいところの報道が出ておりました。

ただ、北海道の条例を見る限りはですね、私も最初は、北海道の条例ができたときにすごいびっくりしました。原子力発電所を立地している自治体として、使用済み燃料をガラス固化体にして道外に出す、受け入れがたいとする条例をつくったというのはなかなか理解できなかったんですけども、どうも条例の中身を見るとですね、今の状態だと、っていうような文言が出ておまして、「現時点では、その処分方法の信頼性向上に積極的に取り組んでいるが、処分方法が十分確立されておらず、試験研究の一層の推進が求められており、その処分方法の試験研究を進める必要がある」というような中身の実は条例になっていて、最後に、今の状態だと受け入れがたいことを宣言するというような条例になっています。

先ほど道民の誤解があるという町長の答弁もありましたけれども、私も5、6年前ですかね、ある団体と関わりを持つことで、JAEAさんの幌延深地層研究センターの地下に潜っていただいたということがあります。そのとき、その人たちは、地層処分はどういうものかっていうのをあまり理解されていなかったですし、どちらかというとなら反対の立場の方でありました。実際、地下に潜ってもらって、出てきた後の感想は、こういうことになっているんだっていうことと、地層処分ってこういうものなんだ。やっぱり、最終処分って本当に皆で考えていかなきゃならないことだよっていうような、少しやっぱり理解が深まったというふうに、感じております。

なので、もっともっとですね、この地下施設を利用して、道民の皆さんに見ていただく、国民の皆さんに、やっぱり少しでも理解をしていただくような努力もしていかなきゃならな

いという思いで、この研究計画案の中の3の今後の進め方についてっていうところでもですね、その文言が必要かなというふうに私自身は考えて、先ほど、確認会議というのと町民の意見をどう吸い上げていくのかってところで関係してくるんですけども、こういうような意見があったときに、町の方針案の中にですね、町民のそういうようないろんな意見も含めて、町はこう思うというような意見案にしていくということなんでしょうか。その辺どうでしょうか。

副町長 岩川実樹君

方針案というのは、まだまだ今、何もありませんので、言うことできませんけども、西澤議員のおっしゃる、国民が体感する場としての重要性といったもの、これも私も当然だと思いますんで、今後、計画変更案の確認作業の中でですね、実際に見学者はどれくらい来てるのかなとか、何のために見学者の受け入れをしているのかとかといった事項もですね、確認事項として、機構さんに投げかけて、それを全道の皆さんに知っていただくようなことにしようかなと考えていますし、第1回目の確認会議の場ではですね、最初、冒頭に西澤議員おっしゃられたように、地層処分事業との関連の中でですね、この幌延深地層研究施設ってというのはどんな役割を果たしていくのか、どんな意義を持っているのかということをもっと国民の皆さんにわかりやすくですね、説明してくださいよ、と言ったようなことも確認事項として要求しておりますので、今後、やはり皆さんそもそも研究って何のためにあるのかってということ、まだまだ理解していただけてないのかなと。

これ機構さんアピールが足りないだけじゃなくて、やっぱりそれを伝えるメディアの役割でもあると思うんですよね。そういったことも踏まえてですね、今後、深地層の研究の重要性といったものを、確認会議の場で少し明らかにしていきたいなというふうに考えてございます。

7 番 西澤裕之君

今、副町長がおっしゃったとおり、地層処分研究の重要性という、そこに対する国民の理解、認識を深くしていただける、国内唯一の施設だと思っておりますので、その辺の広報というかアピールをどうしていくかということもあるかと思えます。

もう1点が町民の中の人もちよっと少し誤解しているところがあって、JAEAさんがやってる、地層処分の研究とですね、最終処分に関しては、NUMOさんが実施主体になるってところで、多少誤解をしている町民の方もいるので、やっぱりその辺もきちんと、広報の仕方、これは町として広報できることかなあという、その役割の違いがありますよというところは、町の広報でもできるかなというふうに思っていますので、その部分の広報をしていくほうがいいのかというふうに、今回町民の人と話していて思ったことの一つであります。

いずれにしても、必要な研究を必要なだけ研究していくというのは、うやむやにその期間をただ延ばせて言ってるわけではなくて、国が進める最終処分をどうしていくかっていうことの中でこの地層処分があり、その役割は重要だっていうところをですね、広く国民の皆さんに、今度は認識していただくためにどうしていくかというところの重要性も本当にあると思うので、今後、町ができること、国がすべきこと、JAEAさんができること、N

UMOがすることっていう、きちんとした役割の中で、進めていかなければならないというふうに考えていますので、町がやるべきことをきちんとやっていくっていうところで、今後とも、研究計画案については、きちんと精査をし、確認会議等で、きちんと確認していただいて、進めていってほしいというふうに思います。

副町長 岩川実樹君

まさに第1回目の確認会議ですね、実は町のほうから、いわゆる先ほど町長がジェネリック研究所と言われましたけれども、研究所にも2つのタイプがあってですね、基盤技術を磨く、共通技術を磨く研究所と、実際に処分場の選定プロセスが進んでいって、精密調査の段階に入りますと、実際の候補地のサイトで実際に最小限のボーリング地下施設を設ける地下調査施設っていう研究所があるんですが、どうもそこが混同されてるんじゃないのかということで、その役割の違いというのははっきり示してくださいということと、幌延はジェネリック研究所なのかということを確認しておりますので、2回目以降には、きちんと正式な形で回答が得られると思っておりますし、町としても今後ですね、町民始め周囲にもそういったことをアピールしていくように努めたいと考えております。

議長 高橋秀之君

よろしいですか。

(西澤議員「はい」)

これにて、7番 西澤裕之君の質問を終わります。

ここで、11時20分まで休憩します。

(11時05分 休憩)

(11時20分 開議)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

次の質問を行います。

2番 斎賀弘孝君

2番 斎賀弘孝です。一般質問をします。

創生総合戦略について。

本来であれば今年が幌延町開基120年の年でありました。しかし、31年がちょうど幌延町まち・ひと・しごと創生総合戦略の創生事業の実施状況を点検評価をし、全てを事業化して結果を出していかななくてはならない年だということで、職員が大忙しであるとし、30年に120年を終了させました。

そこで以下について質問します。

①この創生事業の点検評価の進捗状況を伺います。

②中でも幌延の拠点構想について、平成32年開館とのスケジュールもあったが、遅れているのはなぜなのか。検証しないといけないと思うが、どう考えますか。またどのような年度別スケジュールを再考していますか。

③また、平成31年度には、農業生産による新規農場の設立、搾乳開始となる平成30年4月改定の創生総合戦略ロードマップもあったが、進捗はいかがですか。

令和2年度以降の幌延深地層研究計画案について。

8月2日に第4期中長期目標期間として、令和4年度から令和10年度の案が示されたこの案件について、研究が引き続きスムーズに進められるよう、町長の考えをお伺いします。

これは、平成31年度末までに、研究終了までの工程やその後の埋め戻しについて決定するとしていたことに対する、幌延深地層研究センターからの「引き続き研究させてください」という回答と受け止めて伺います。

①まちづくり常任委員会に町より報告があったのが8月5日であるが、今年3月定例議会での鷺見議員からの一般質問で「幌延深地層研究センターのあり方についての議論及び申し入れすべき」との質問の答弁に「当然、これまでの経緯、三者協定、深地層の研究の推進に関する条例を十分に踏まえ、引き続き研究の着実な推進に協力するとともに、しかるべき時が来ましたら、議会をはじめ皆様へご相談させていただければと考えております。」と話しております。しかるべき時とはいつだったのか伺います。

②平成31年末までに研究終了までの工程を決定したいというのは、守られたと思うか。その後の埋め戻しについても決定するとあったが、この案から十分理解できるか伺います。

③三者協定による第1回の確認会議が10日に始まりました。道では道民から広く質問、疑問、意見を受け付け、今後の確認会議で機構に回答を求めて行くそうですが、幌延町も町民から意見、質問、疑問を受け付け回答を求めていくのは、町民に深く理解をいただくにふさわしい場と思うが、どう考えますか。

以上、お願いします。

町 長 野々村 仁 君

斎賀議員のご質問にお答えします。

第1問目、幌延町まち・ひと・しごと創生総合戦略についての1点目、創生事業の点検評価の進捗状況に関する質問ですが、幌延町まち・ひと・しごと創生総合戦略は、5つの基本目標を設定するとともに、計画最終年度である平成31年度の数値目標達成に向けて、取組む施策の基本的方向と、主な事業及びその重要業績評価指標、いわゆるKPIを設定しております。

また、施策の着実な推移を図るため、ロードマップを策定し、総合戦略の進捗状況を毎年度、幌延町まち・ひと・しごと創生会議で報告しております。

平成30年度時点でのロードマップの進捗としては、概ね順調に推移しているものと思われませんが、数値目標の点では達成できていない項目もありますので、達成に向けて引き続き努力をまいります。

2点目の拠点構想に関するご質問ですが、この構想は、現在、整備が進められている天塩防災事業によるバイパス整備により、留萌方面、名寄方面からの通行がこれまで以上にバイパスに集約されることになるため、これを契機に幌延町と宗谷地区における交流、交通の要所となる拠点の整備について、現在、幌延町まち・ひと・しごと創生会議を中心に検討を進めており、整備効果の高い場所や、機能等のハード面、来場者に提供可能な観光コンテンツや、目玉となる特産品やお土産品の開発等、ソフト面や、実施体制について協議を進めておりますが、具体的な整備計画等の策定にまで至っておりません。

拠点整備については、幌延町まち・ひと・しごと創生総合戦略において、構想を具体化する

ることを掲げていますので、検討協議は継続しつつ、これまでの進捗を踏まえ、次期総合戦略にどう位置づけていくかについては、改めて検討する必要があると考えています。

3点目の、農業生産による新規農場の設立の進捗に関するご質問ですが、総合戦略において、基本目標の一つとして掲げられている酪農の振興については、人口減少に歯どめをかけるための抑制施策として、農業従事者数の維持を目標とし、新規法人での雇用者数の増加を見込んでいることに加え、生乳生産量の拡大により、地域経済の循環、営農活動による所得の地域内での投資や消費等の支出による地域内企業への還流を目標としていることは、議員も御承知のことと思います。

まず、農業従事者数を維持する手段として、整備を検討している生乳生産施設については、現在も関係機関と協議を進めているところですが、建築資材や人件費の高騰によって、整備費用が膨大になることから、どのような方法で生乳生産を開始したらよいか、引き続き検討を進めていきたいと考えております。

なお、現在の農業従事者数については、毎年度、統計調査等が行われていないことから、把握しておりませんが、規模拡大等により不足した労働力を補うため、外国人技能実習生を受け入れる農家も多くなり、来年の2月1日を基準日として5年に一度実施される、農林漁業センサスの調査結果が待たれるところです。

次に、生乳生産量の拡大については、生乳生産を取りやめた農家の乳量には及びませんが、本計画期間内に置おいて、新規に就農した家族経営体に加え、家族経営から法人経営へ移行した協営体によって、生乳生産量の減少が抑制されるものと考えております。

次に2問目の令和2年度以降の幌延深地層研究計画案に関するご質問ですが、8月5日のまちづくり常任委員会において、8月2日に原子力機構から令和2年度以降の幌延深地層研究計画案の申し入れを受けたこと及びその内容について、取り急ぎ議員皆様へご報告させていただきました。

町はこの申し入れを受け、今後、研究計画案の内容を十分確認し、北海道と連携を図りながら、町の方針を決定していくこと、議員皆様に研究計画案の内容をご確認いただき、町の方針を決定していく過程でご意見をいただく旨、お話しさせていただきました。

そこで1点の、しかるべきときはいつだったのかのご質問ではありますが、私の認識といたしましては、町の方針を決定していくこれからは、その時になってくるのだと考えております。

確認会議での情報等については、随時、道及び町のホームページに掲載することになっておりますが、別途、常任委員会等の場で、情報提供に合わせご意見を伺うことを考えております。

2点目の研究終了までの工程等に関するご質問ですが、研究計画案記載のとおり、原子力機構は「国内外の技術動向を踏まえて、地層処分の技術基盤の整備の完了が確認できれば埋め戻しを行うことを具体的な工程として示します。」となっておりますので、幌延での研究の役割を終えた際には、埋め戻しまでの工程が明らかにされているものと理解しております。

研究計画案の内容については、三者協定との整合等について、確認会議の場で確認されていきますので、町の方針決定にあたっては、議論の結果等を踏まえ、慎重に判断したいと考

えております。

3点目の北海道による道民からのご質問等の受け付け同様、幌延町においても意見聴取を実施すべきのご質問ですが、先ほどの西澤議員のご質問の中でもお答えいたしました。今月下旬から始まる町政懇談会において、研究計画案の内容説明と合わせて、幌延町民皆様のご意見をお聴きし、確認会議での原子力機構への質問事項に反映させることを考えております。

また、町の方針案については、パブリックコメントを実施する予定となっておりますので、その機会においても、幌延町民皆様の声を反映させていきたいと考えております。

2 番 斎 賀 弘 孝 君

1、2点、ただいまの答弁があったんですけども、お伺いしたいことがありますので、引き続き質問します。

創生事業の点検評価の進捗状況なんですけども、これは平成29年に町長が創生事業の総括、KPI、CDBA、全てを事業化で結果を出していかなきゃならない、大変もりだくさんの事業が職員の中で来るということを認識してお話をしたんですけども、この結果と申しますか、最終的な状況ですね、これはどのようにして町民の皆さんに情報共有し、また、まち・ひと・しごと創生会議のメンバーの皆さんにもしていただくように機会を設けますか。

町 長 野々村 仁 君

これは毎年、創生会議の場では、ロードマップを使って、今年度まで毎年毎年1年ずつの報告をさせていただいているところでもございますし、それぞれ、最終的評価の総まとめとして、広報等で、周知をしていくところ、できたところ自体全てが書かれるということでもありませんけども、抽出されたところで、広報の中でお知らせをしていく、または、このロードマップの成果、総合点検等の配布等も考えながらでも、皆さんにお知らせをしていくということになろうかと思っております。

2 番 斎 賀 弘 孝 君

今、作業進めてる状況だということで、明年の令和2年の3月末までには、点検評価、広報等を通じてお知らせするというところでよろしいですね。

町 長 野々村 仁 君

そのような形で、総合戦略の中では、そういうご説明をいたしますけども、住民全域でそういう形を知らせるべきという、ご意見等でございますから、そこは、それぞれ文書、書類によって、ペーパーによって、ちょっと開示できればということを考えていきたいと思っております。

2 番 斎 賀 弘 孝 君

2番目の平成32年開館等の、令和2年ですね、スケジュールという予定があったという、スケジュールの想定ですよ。平成29年度の拠点構想の検討、平成30年度の基本計画実施設計、そして、平成31年度今年ですね、実施設計、工事が始まって、明年、令和2年に工事、開館。この年、東京五輪も開催される、天塩大橋も開通するだろうという予定の中のスケジュール。これはどうしてこのように進まなくなったと思われますか、どの段階で、今止まっている段階でありますか。

町 長 野々村 仁 君

最初にその計画、以前の議員からもご質問があったかと思うんですけども、当初の設計というか、当初の計画案で、創生戦略の中で盛り込んで、こういう過程で進んでいこうという仮定でありました。

ただ、住民のご意見等々によって、それぞれ、せっかくつくる施設がどのように活用されるかということ、つくれば、この形で、そこだけで完結した施設なのかということも含めていろんな議論があって、その設置場所、または、どういう施設が総合的に、複合的に入ることがいいのかということの論点が、まだ定まらなかったということでもあります。

どの時点からどう遅れたのかということでもありますけども、全て毎年、創生会議で、真剣に町民の皆さんに参加していただいて議論をしている中で、そのような結論に至れなかったということでもありますので、そこは慎重を期して、きちんと同意をいただく、そういう過程が必要かということで慎重に今、事を進めているということでもあります。

2 番 斎 賀 弘 孝 君

創生会議で同意をいただく、今、創生会議の中でさまざまな意見が出ていて、まだ、同意をいただく過程までにはいってないと思います。

今、新しい創生会議のメンバーも告知端末で募集しています。令和1年の創生会議、まだ1度もやっていません。平成30年の創生会議は、昨年10月に第1回開いて、第2回が2月、そして3回目が3月に終わって、その間ずっと、4月5月6月7月8月9月と間が空いてしまう。そして今、新しいメンバーを募集している。また新しいメンバーが来たら、また最初から意見を聴取して、合意をいただくまでにまた時間がかかるんじゃないかという。なぜ4月から引き続きですね、同じメンバーでずっとやっていけなかったのかっていうのも反省点の一つになるんじゃないかと思います。

また、それぞれの会議でも、メンバーの参加者、22人もいるんだけども、7人だとか8人だとかという委員の出席率。そのかわり、オブザーバーもたくさん入ってもらったけども、オブザーバーも予定したとおりに集まってないようではありますが、その点についていかがですか。

創生会議は、年度ごとに変わる。しかも間が空くという。そしてまた、新たに話を最初から始める。このことについてどう思いますか。

町 長 野々村 仁 君

私自身は新たに話が始まるということではなく、そこまで議論をされた議題、抽出をされた問題点を皆さんに、新しくなった委員の方々に抽出して、提示をして、その中で議論をしているものだと思ってます。断続的ではなくて、継続的で会議が進められているものだと思ってますし、そこ時点では、一回一回切れて、ゼロから戻ってるという認識は私にはございません。

2 番 斎 賀 弘 孝 君

わかりました。

では、町長の拠点というのは道の駅ということでよろしいんですか。

町 長 野々村 仁 君

あえて、そういう固有名詞を使わなかった複合施設ということで、最初に提示をさせていただいてきたところでもあります。

しかし、どんどんどんどん進めていくのに、どういう形がという、常にいろんな議論の中で何か先にあると、それありきで走ってるのかというご質問もよくいただきますけども、そういうのを嫌って、あえて、皆さんのご意見を集めた中で抽出をしながら、その方向に行こうというそういう方向でやってまいりました。

やっぱり費用も結構かかることですから、やはり、最後に、汚点のない形で、その事業を進めるということに努めてきたわけですけども、その中の意見としては、やはり、こういうことであれば、道の駅という、そういうことの名称で進めてもいいんじゃないかというご意見もございますので、そういう部分としては、私が最初にこの計画を上げたときの複合的拠点整備ということ自体ではなく、この次に、多分、この拠点整備の話になる創生会議をやらせていただくときには、道の駅仮構想みたいな形になるかと。そのように具体的な名称になっていくのかなという気はしていますけども、そこら辺も最終的に、まだ煮詰まってないところですけども、拠点整備の名称にはなっていくということだけは、ご理解をいただければなという気はしています。

## 2 番 齋 賀 弘 孝 君

平成28年度の町政執行方針の中にあります、「幌延町の観光のあり方について再構築する必要があると考える。そこで、地域振興観光計画の策定を進める」と。平成28年度町政執行方針のときには。

それを受けて、平成29年「幌延町と宗谷地域における交流・交通の要所となる拠点の整備を基本戦略の一つに位置づけられたので、構想の具体化に向けて検討を進める」と。29年。

で、30年度です。「幌延町と宗谷地域における交流交通の要所となる拠点の整備について、構想の具体化に向けて取り組む。アクションプランを策定実施し、まち・ひと・しごと創生会議等の場合において、観光コンテンツ開発や特産品開発、道の駅を含めた観光拠点の整備等について検討を進めます」と。

着々と町長の言われるように、調整会議のメンバーが代わっても話は、決まっていたといますか、確認されていった。

しかし、今年平成31年度。「幌延町地域振興、観光計画を策定し、もう既に策定してるんだけど、策定し、アクションプランにより具体的な取り組みを進めることとしている。」交流拠点の整備なども盛り込まれています。

ここで、今年はまだ、今町長が言われたとおり、今募集している新しい創生会議のメンバーの人たちには、仮で道の駅。道の駅、今までどんな話があったかって言ったら、特産品も売らんとならない、自動車等、そこを利用される方のことも考えないといけない。そういう話から、もうじゃあ新しく始まって、スケジュール、だんだん上がっていくというふうに捉えて、よろしいんでしょうか。

## 町 長 野々村 仁 君

今年のそういう題名、議題というか、そういうところには、先ほど仮称でそういう形で具

体的に、多分名称的に進んでいくもの。それに併せて、皆さんのご意見を抽出していくということに入っていきと思っています。

2 番 齋 賀 弘 孝 君

新たな年度別スケジュール。これを想定されるのは、また今後の創生会議の会議の中でか、それとも役所内の担当者の皆さんの会議の中でつくられていくのか、それを伺います。

町 長 野々村 仁 君

日程等、この記述がどういう形でいくかということ、ある程度具体的に前回もそのお話を、ご質問等いただきましたときにもそうですが、一応、この創生会議で具体的プラン、具体的な構想というものを、つくり込んだ中で工程を決めていければということで、今回初めてそういう名称で集まっていたきながら議論していただく。それとも総体の中で、今年の中で、何年までこう詰めていかれるのかと。

また、総合計画の中ではやっぱり具体的に、この拠点構想というものをどういうふうな年数でやっていくかっていうことも関わってくるからです、その辺は、総合戦略が最終的にできる間に何回かご意見をいただいた中で、その期間の当て込み、または目標値が捉えられればいいなという気はしてございます。

2 番 齋 賀 弘 孝 君

わかりました。

新しい創生会議のメンバーですね、道の駅、仮の名前のものが具体的に上がってきて、1歩でも先に進んで、早く開館できるよう望みたいと思っています。

それで、その同じく創生会議の中で、法人農場の設立ですね。法人農場の設立は、町に仕事をつくり、安心して働けるようにするためにということで、事務局側から平成27年のまち・ひと・しごと創生会議で提案されました。今、町の経済課のほうで法人型のパターンを研究していると。もうこの時既に町のほうでは300頭とか、雇用は10人とかという話があって、法人化のパターンを研究していると。

また、委員の中からは、創生に限らず、法人がよくて、幌延町のためになるのであればすぐ進めてもいいんじゃないかという意見もいただいたんですけども、この当時の経済課のほうで、法人化のパターンを研究していると、どのような形態になるかまだわからないと、平成27年当時言っていたんですけども、法人化とパターンとか、そういうのはもう決まったんですか。

町 長 野々村 仁 君

正式にこのサイズということで、大きく、以前は、離農された、そういうような施設を使って、それを推進しようかということで、そのサイズだったところもありますけども、そこがなかなか、話が進まないというところから、ずっと進んでなかったということです。

ここしばらく、投資の額、また、それに関わる生産者の人ということがなかなか、それぞれ、いろんな方に、その可能性のある方々にお話を聞きながらやってきたところでもあるんですけども、なかなかその要素は見つからなかったというところがあって、今、ちょっと考えている研修農場、やっぱり新規就農とするためにも大変必要なことであるということの結論付だけは固まってきたと。

それには、離農した、それぞれの100頭規模であろうと、大きな投資をしないで、そういうところで、研修が可能かどうかという、やっぱり検討。今の離農跡地を活用しながらの繋ぎ合いであっても、そういう研修牧場的なものも、ちょっとやれないかということが今、担当部局のほうで計算をし始めたというところでもあります。

以前みたいに、何百頭のフリーストールとか、大きな法人とかということ自体は、なかなか農家の皆さんに同意をいただけてないというか、なかなかよしやろうかという話はなかったというところでもありますので、その辺は、今ちょっと方向性を変えて、小さくても研修ができたり、新人を養成できるような、新規就農者を迎えられるような、その施設のあり方っていうのは考究できないかということで、今、担当のほうで考慮しているところでもあります。

## 2 番 斎 賀 弘 孝 君

ただいまの町長からの回答、平成27年の12月の定例会の一般質問で私したときにもそのような回答をいただきました。「農業生産法人の経営は建設スケジュールについては、具体的な規模も、建設スケジュールも現時点ではまだ決まってません。現在策定中の工程表の中で、幌延町農協と協議をしながら決めていきたい」というような。その答えがずっと28年、29、30年、3年も変わらないと。そのお話も一歩進めてですね、やっていただきたいと。

先ほど、同僚議員からバイオマスのお話もありました。その研修農場、小さな規模でも、バイオマス100頭規模の構想を立ててるわけですから、バイオマスも一緒につくった研修農場を幌延町につくって、そこで研修してもらおうという提案をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

## 町 長 野々村 仁 君

本当に進んでなくて、大変申しわけないなと思ってます。行政で一生懸命前書きしても進まないというところは、大変申しわけないと思いながら、箱物だけつくればいいというんなら、我々すぐ箱物をつくって、皆さんが活用していただけるということであればやるんですけども、その同意、そういう希望者もないというところでもありますから、なかなかそういうだけでは進まない。

農協さんともお話をさせていただいてますけども、なかなかそこには進展がなかったというところで、我々が行政でもできること、後々のリスクが少ないことっていうのは100頭規模なり70戸規模でも、ある牛舎で離農された牛舎を活用しながら、そういう研修ということも含めて、コストのリスクが少なくなる、コストのかからない、そういう形が取れたらいいということが今、進められてきてると、考えられてきてるということでもあります。

以前と同じだと言えば同じなんですけども、そこにバイオマスの施設だったりがあればいいということでもありますから、そこはモデル事業として、どういう形をはめ込んでいくかっていうことも含めて、先ほど、同僚議員のほうからもバイオマスのお話がありましたけども、これ以上進まないということであれば、モデル事業という形で何基かを設定をして、その何基という限定の中で、皆さんにこのバイオマスというものを理解してもらおう、知ってもらおうということも必要なのかなっていうことは、私自身の構造の中ではありますけども、そこもなかなか難しい。呼び水だけをしてもその利用価値だったり、それを維持、管理をす

ることに相当な労力だったり、金銭的にかかったりということもある。やっぱりそこは生産者との合意形成なんだと思ってますから、よく理解をしてもらった形で進められる方法を選択していかなければならないのかなと、そのように考えてます。

一刻も早く、生産者の皆さんにもっともっと声掛けをしながら、前へ進めていきたいなと思ってますけども、いかんせん、自治体のほうだけでこうやるんだと方針は決めても、そこに行くのには、そういう生産者がついて回らなければならないし、生産事業をやるためのマンパワーをもしか行政だけでやるとなると、見つけ出していかなきゃならないという、大きな、今職員の数すら募集するのにもなかなか難しい事情等で、そこも二の足を踏んでいるところでもあります。

それぞれ、議員の皆さん、農家議員の皆さん方にも、これならできるぞということで、教えをいただきながら、一步でも、1年でも早く進めたいという気持ちは私自身も変わりございません。

## 2 番 斎 賀 弘 孝 君

農協も昨年農業振興計画を出しました。幌延町でも、町独自の農業振興計画を作成するために今、農家個々からアンケート等を行っております。ぜひ、農協と町で農業振興計画を2つ作るんじゃなくて、町と農協は協力し、意見の出し合いの中で、幌延町の目指す農業振興計画書っていうのをつくれないうのかなと、そういうふうには思ってます。

幸いにして、幌延農協の組合長さん、今年の春の農協総会で、法人牧場については、出資法人がいいんじゃないかと私個人的には考えておると。まだ理事の皆さんに話してないけども、そういうことを考えているということもお話してくれました。

また、過去には大規模な農場をつくるという構想も幌延農業協同組合ありましたけども、政権の影響でできなかったという理由を聞いておりますが、そういう構想もあったのですから、やっぱりここは、農協の協力、行政のいろいろな協力と2人で、法人化研修農場、バイオマスのついた農場を考えてくださるということですので、一步でも着実に進むように期待したいと思いますが、いかがでしょうか。

## 町 長 野々村 仁 君

これまでもやってないわけじゃなくて、農協さんとは、逐次、うちの担当が農協に行ってはお話をさせていただいてございます。その中で、やっぱり経済的なものですから、いろんな関わりの中でそういう動きがとれなかったのかなというところがございます。

ただ、先ほども議員ご指摘のとおり、それらの解消に向けて、今年度動くんではないかという話も、うちのほうでもお話を聞いてございます。

その中も含めて、どう活用できるかということは、これからも有効に施設を活用できるのであれば、投資額がやっぱり少なく済むということもありますので、一生懸命農協さんと協議をしながら進めていくということでご理解をいただければと思ってございます。

## 2 番 斎 賀 弘 孝 君

よろしくお願ひしたいと思ひます。

幌延町が元気になるのは農家の皆さんが元気になるといけないという、町長さんの1番のお考えもありますので、その点よろしくお願ひしたいと思ひます。

深地層研究計画ですが、しかるべき時期ということについて、私、町長にお聞きしたいと思います。

平成27年の12月に定例会で、「地元の方々、建設関係の方、商工会長さんとはですね、もうすぐ31年が来ると。それまでに幌延町として、研究がそのまま続いていくように要請活動をしていかないといけないんじゃないか」というふうな提案をいただきました。

しかし、町長はそのとき、「そういう思いが一致したときには、一緒に皆さんのお力をお借りしながら、要請活動するということも少しは考えていけなければと思っている」と言ったんですよ。

だから、私は今、機構さんから新しい研究の要請が来る前に、要請活動をするのかなど。そのときがしかるべきときなのかなという、相談があるのかと思ったんですけども、要請活動をしない前に、研究をここで続けさせてくださいという要望が来たことについて、町長はどういうふうにお考えしますか。しかるべきとき、これはこれから考えることがしかるべきだという町長のお考えでもありましたが、いかがですか。

町長 野々村 仁 君

しかるべきというそのも意味が、我々としては、31年度末までにという、この期間でありましたから、その以前にそういうお願い、どういう形になってるんだということで、そういう中央に出向いて確認をするなりということが、多分、この秋ごろにおきるんだろうという想定の中で、建設さんのほうからもお話があったときに、その時期が来たら、我々と一緒に行きましょっていう話をしたことは確かであります。

しかし、今回そういう形よりも早い時点で、8月にこういう申入れがあったときこそが、今がそこをきちんと、申入れに対して、どう向かっていくかということをご皆さんで考えていくという、このしかるべきときということだと私自身は捉えています。

2 番 斎 賀 弘 孝 君

今回、私たちが待っていたのは、町長も行政報告の中で言うておりましたが、平成31年度末までに研究終了までの工程や、その後の埋戻しについて決定することであることを伝えております。

町長、この平成31年度末までの研究終了までの工程ということと、その後の埋め戻しについて決定するという、2つの文章からなっていると思うんですけども、この研究終了までの工程。これについては、第3期中期目標期間なり、第4期中長期目標期間が令和4年度から令和の10年度までだというふうにわかります。

しかし、この最後のその後の埋戻しについて決定することについては、先ほど町長が言ったように、地層処分の技術基盤の整備の完了が確認できればというふうに文言が、書かれています。

そこがはっきりしないのが、町民の皆さんにも、先ほど同僚議員が言っていたように、研究はいいんだけど、研究が終わってしまえば、処分場になってしまうんじゃないかという疑問があるんですけども、ここのほうの埋戻しについて決定するところが、こういう文言で案が書かれたことについては、どういうふうにお考えしますか。

町長 野々村 仁 君

研究終了後に埋め戻す工程をちゃんとするというので、今回申入れも書いてございます。

そこ時点では、今後、評価を受けた中で必要なければということの文言が、研究という期間を定めてないという、いろんな意見もあったり、そこが今回みたいに、この研究は20年程度ってところが延びてしまったり、というところと同じように危惧するのであれば、そこってというのは、評価をしてもらったときに必要なかったら埋め戻すということを書いていただいている部分、とりあえずこの4期のうちの中では、4期を目途にということをやっているというところは、我々としては、まずそこに目途で研究をしていながら、評価を受けて、本当に安全確認ができるかということが、この研究の本筋であるということでありますので、そこ時点が評価時点で終わったとすれば、埋戻し工程がきちんと計画を組まれるということで書かれてるものだと私自身は認識をしております。

## 2 番 斎 賀 弘 孝 君

29年の12月3日。幌延反対の豊富町民の会が、地層研の今後の見通しについて聞いております。

その中で、20年程度とする研究期間に埋戻しは含まれていないと。埋戻しには、予算獲得まで2年。この後の埋戻しに2年から4年かかると予測すると、センターから説明があったそうです。

そこまで言ってるんだったらここに、埋戻しについては、こういうふうにしたいんだという文言もあってもよかったんじゃないか。あれば、心配されてる方も疑念が払拭するんじゃないかなと思ったんですけども、そこは町長に聞いてもわからないと思いますが、その点についてはどうお考えしますか。

## 町 長 野々村 仁 君

そこ自体では、技術的とか科学的には、我々良いとか悪いとかいう、まだいるとかっていう判断ができないといつも言っているとおりと同じで、やっぱり専門分野でありますから、専門家に任せるとしてでも、先ほども質問がございましたとおり、この期間の中で以前、平成10年に立てられた計画の中の500メートルということの抽出もあるという、その計画は変わってないということでありますから、期間だけの延長の申入れであって、それを500掘るとなると、今ある想定の中の期間の話をしている段階で、そこが増えたときにどう変わるのかって言ったら、また嘘言ったべって話にしかないんじゃないですかということなんです。

だから、そこがしっかりとこの4期中長期計画の中で、計画があってやることが決まって、そこに、そういうことが起きてきたら、後ろもしっかりと計画をつくる。いらないと言ったらきっかり計画をつくるという申入れがあったということだと、私はそういうふうに認識しています。

## 2 番 斎 賀 弘 孝 君

町長の認識がよくわかりました。

パブリックコメントも実施するということですが、パブリックコメントを実施して、そして、町長の判断が出るという認識でよろしいですか。そのパブリックコメントってというのは大体いつごろを予定していかなくちゃいけないというふうに考えていますか。

副町長 岩川実樹君

パブリックコメントに関しましては、まず、幌延町としての方針案が示されてからだと思います。方針案を示すに当たりましては、確認会議での確認事項の結果報告。これは、町長のほうでしますし、この間、町民の皆様や、議員の皆様のご意見等もお伺いすることになると思いますので、それらを総合的に勘案して、町長が方針案を決定すると。そして、パブリックコメントに正式に付して、期間中、ご意見があったことに対して、変更が必要か、そうでないかというなことを判断して、最終的に町の方針ということになっていくかと思います。

2 番 斎賀弘孝君

道は道で、道民の皆さんに広く、先ほど言われました、質問、意見、疑問点となど集めませんが、幌延町は、そういうのはしないで、地区懇談会だけで町民の皆さんから意見をいただくというだけですか。町民の皆さんも、もしやそういうのがあるのであれば、北海道の募集してるところでやってくださいというふうにお伝えするのでしょうか。

副町長 岩川実樹君

議員おっしゃるとおりで、町としては、町政懇談会等でご意見を伺いますけれども、正式に道のほうで、広く道民の皆様にとということで、質問、疑問等をお聞きしてますので、その中でそういったものがあれば提出していただければ、確認会議の中に反映されていくものというふうに考えております。

2 番 斎賀弘孝君

最後に一つだけ聞きたいんですけども、お互いの認識ですね。道と幌延町でこれからいろいろ確認していく上で、やっぱりここは、道と幌延町が意見が合わないとか、ちょっと考えが違うとか、意見がまとまりそうもないということもないと思うんですけども、そういうときは、どういうふうに結論を出していこうというふうに現在のところ考えていますか。

副町長 岩川実樹君

先程、西澤議員の答弁の中でも、言いましたけれども、確認会議っていうのは、三者協定にですね、嘘がないかなとか、こういった、計画の変更の必要性ですとか妥当性について確認する場ですので、道と町で考えが食い違うことも、もしかしたらあるかもしれませんが、そういったときには、きちんとも話し合いで詰めていくしかないかないうふうに考えております。最終的には、意見の一致が見られるということを期待しております。

2 番 斎賀弘孝君

これは幌延町の1番の地域振興ということで昔からやってることなので、そこら辺を強く道のほうにお話をして、研究計画がスムーズにいくように、その確認会議ですね、いろいろお話をしてほしいと思います。

以上で質問を終わります。

議 長 高橋秀之君

これにて、2番 斎賀弘孝君の質問を終わります。

ここで、13時15分まで休憩します。

(12時15分 休 憩)

(13時15分 開 議)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

次の質問を行います。

3 番 植 村 敦 君

3番 植村。通告に基づいて一般質問を行います。

まず、農業振興について。

町はこの度、2カ年計画で基幹産業である酪農業の農業振興地域整備計画策定事業をスタートさせました。町の酪農業を取り巻く状況は、経営主の高齢化や後継者不在などの影響により、経営個数や生産乳量の減少に歯止めがかからないのが現状です。

今年3月に幌延町農協が示した、JA幌延町地域農業振興計画にもその影響が色濃く出ていると感じられます。産業の衰退は即ち町の衰退にもつながると言われます。この想いは農家のみならず、街の中からも聞かされます。

そこで町長に伺います。

まず1点目は、現状の幌延町の酪農状況をどの様に分析、認識されているか。

2点目として、町長が思い描く、幌延らしい酪農業の在り方とは、どの様な経営形態なのか。

3点目として、新たな農業法人や新規就農を呼び込む対策を考える事が出来ないか。

以上を伺います。

次に、生活交通対策についてでございます。

町の人口は年々減少し、年度内には2,300人を大きく割り込むと予想します。

それらに伴い、住民の高齢化率も65歳以上が30%に限りなく近づいています、議会としても、このような事態を早くから予測し現状の生活交通事業の更なる充実を訴えて来ました。町は先の定例議会での地域コミュニティ形成事業説明の中でこの問題を最終的に解決していきたい、と答弁されました。

そこで町長に伺います。

この問題の対策強化こそが、町の人口流出を抑える一つ的手段だと考えるが、いかがですか。

また、最近特に話題になるのが高齢者ドライバーによる交通事故です。3月の定例議会での一般質問での答弁で、高齢者の交通対策について、「町としても前向きに検討していきたい」との答弁でしたが、その後何処まで協議されているのか伺います。

過疎の地方に暮らす高齢者ドライバーには、この免許証返納支援は無くてもならない事業だと考えますがいかがでしょうか。

町 長 野々村 仁 君

植村議員のご質問にお答えします。

1問目の農業振興についての1点目、本町酪農の現状に関するご質問ですが、現在の農家経済状況は、ここ数年続く乳価の高値傾向等によって、農業所得は安定的に得られてはいるものの、今後は、農畜産物に対する関税の撤廃等が行われることから、乳製品の輸入量が増大する見込みで、国産乳製品に対する需要の低下が懸念されており、新規投資に対する意欲が薄れていると感じております。

しかし、乳価が高値で安定する今こそ、攻めの経営を行う必要があると考えますが、負債に対する警戒感も強く、現状の経営内容でも十分な収入を得ることが可能であることから、新規投資意欲が低下しているものと思われます。

次に、農家戸数についてですが、現状では、年金を受給することができる65歳到達前に、後継者へ経営を移譲したり、離農する方が多く、今後の5年間において、14戸の経営主がその年齢に達する状況にあることから、何らかの対策を講じる必要があると考えております。

農地については、離農の形態が累積負債の整理による完全離農から、生乳生産のみを取り止め、牧草生産や和牛等の育成へと経営方式を変更する農家も多くなったことから、引き続き農地が利用されている状況にあります。

離農後の農地等については、これまで既存農家が引き受け、生産規模の拡大を図りながら、今日の本町酪農を築きあげてきました。しかし、その基盤は家族経営であることから、慢性的な労働力不足となっており、これ以上の農地取得や規模拡大は非常に厳しい状況にあると感じております。

離農や生乳生産を取りやめる農家が増加する中で、本町の持続的発展に資する取り組みのひとつとして実施している、新規就農者対策については、農協を始めとした関係機関と共に設置した、幌延町酪農担い手育成センターが中心となって行っておりますが、これまで、平成29年度に1組の夫婦が下沼地区に就農したのみで、生乳生産農家の減少に迫っていない状況にあり、今後は更に積極的に進める必要があると考えております。

また、慢性的な労働力不足を解消するため、町では育成牛預託事業に取り組んできたほか、農協や地域営農集団が中心となって実施している酪農ヘルパー事業やコントラクター事業等に対する支援に取り組んできたところですが、個々の農家においては、これらの営農支援システムで補われた労働力を搾乳の増強に振り向けるなど、作業の合理化に対する取組を進めていない状況にあると考えます。

町ではこのような状況を改善するため、平成28年度から、初妊牛の導入補助や生乳生産関連施設の新築・改修に対する補助制度を設け、地域農業生産力の維持・向上を図る取組を進めているところではありますが、補助制度を活用してまでも、生乳生産の拡大を図ろうとする農家は少なく、町の施策が有効に活かされていない状況であり、今後の酪農振興を図る上で、制度設計の見直しも必要であると考えています。

2点目の幌延町らしい酪農業に関するご質問ですが、本町の酪農は、数々の土地改良事業と農家の皆さんのご努力によって、強固な自給飼料基盤が形成されると共に、広大な草地を活用した酪農が展開されております。

本町の自然条件や経営環境から、今後とも草地型酪農が望ましいと考えており、自給飼料基盤の確保を図る観点から、継続的に土地改良事業の実施が必要であると考えております。

3点目に、新たな農業法人や新規就農を呼び込む対策に関するご質問ですが、新規就農者への支援に関する条例を検討する過程において、法人や酪農以外への支援は今後の課題とし、個人及び共同経営の支援を優先することとしておりましたので、今後、検討を進めていかなければならない取組みのひとつであると考えております。

また、新規就農対策のひとつとして行っている新規就農者の募集や相談については、幌延

町酪農担い手育成センターが中心となって進めており、今年度は、従来実施してきた札幌市等での募集や相談活動に加え、東京都で開催された相談会への参加の他、新たな取り組みとして、9月20日から22日にかけて、首都圏の方も含めた形で酪農体験ツアーを実施することです。新規就農希望者が増加することを期待しております。

次に2問目の生活交通対策についての1点目、生活交通事業の対策強化が、町の人口流出を抑える一つの手段であるかのご質問ですが、現在、集落支援対策として進めている、地域コミュニティ形成事業についても、生活の足確保についてのニーズが大きな課題の1つと感じており、地域集落でいつまでも暮らし続ける仕組みづくりを進めるにあたっては、有効な手段の1つであると認識しております。

2点目の高齢者交通対策に係る進捗状況に関するご質問ですが、地域交通サービスにおいては、全町的に広く公平なサービス提供体制整備が必要と認識しており、これには車の手配、人材確保などの課題も多く、これらを体系的に整理した上で、制度を構築していくことが必要であると考えております。よって、実際には、事業運営の担い手が現れ、公平なサービス提供体制整備が見込まれる状況となるまでは、慎重に状況を見極める必要があると考えております。

3点目は、過疎地に暮らす高齢者ドライバーには、免許証返納支援は無くてもならない事業についての認識ですが、議員ご指摘のとおり、過疎地での生活の足確保は、自動車免許証を返納した高齢者に限らず、何らかの事情で自動車を保有していない高齢者、また、高齢者に限らず、地域集落で生活し続ける上では必要不可欠な対策と認識しておりますので、全町的視点での広く公平なサービス提供体制整備などに向けて考究してまいりたいと考えております。

### 3 番 植 村 敦 君

ありがとうございます。

久々の一般質問ということで午前中に行われた、質問者の内容と被るところもあるかと思えますけれども、ご勘弁のほどよろしく願いいたします。

まず1点目ですけれども、私も酪農業の一員として、現在の状況、確かに町長の言うとおり、収入的には一昔前よりは、乳価の高騰等々もあって、安定しつつあるのかなという気はしますけれども、いかんせん、問寒別地区、幌延地区合わせても、当時160何戸あった農家が、今現在、搾乳農家が85戸という数までなってきました。

当然、今年の3月に農協が独自に立てた振興計画の生産目標も3万6千トンという、年間出荷乳量。これは、平成28年度の出荷乳量にほぼ匹敵する数量でございます。

現状見ても、今後、先ほど町長が答弁されたように、65歳の経営主がかなり多く占めている現状ですので、更にこのまま放置していくと、更に農家戸数が減っていくと。一次産業と言われる、我が町の産業も衰退の一途をたどるという懸念をしております。

折しも、今年から来年にかけて、町として、農業の振興計画を作成するというご質問でございますけれども、振興計画の中身について、2、3、ご質問をしたいと思います。

まず、この作業ですけれども、どのような手順で、2カ年に渡って、酪農を営む農業者が意欲をもって取り組めるような振興計画を立てていくのか、まずそこら辺から伺いたいと思

います。

産業振興課長 山本基継君

現在策定中の幌延町農業振興計画についてですけれども、現在業者に委託しまして、今、農業者の方にアンケート調査を実施している最中でございます。

それと併せて並行して、現在の農地の利用状況ですね。それを今、調査している状況です。それがまとまりましたら、そのアンケート調査の結果に基づいてですね、今後どのような方向で酪農振興していくのか案をつくりまして、農業者の方の意見をいただきながら、今年度中にまとめまして、来年度、その案について、北海道に整備計画の変更申請ということで申請しまして、それがよろしいですよということになれば決定報告して、来年度中には新しい農業振興計画が策定されることとなります。

3 番 植 村 敦 君

ありがとうございます。

アンケート調査をしながら、進めていくということなんですけれども、最終的に農業者の意見を聞くという話ですけれども、何か、農協も含めた、そういった検討委員会等々みたいなものの中でやるのか、どんな形で意見を聞くのか、そこら辺をもう一度。

産業振興課長 山本基継君

今のところですね、そのような検討委員会的なものを設置して決めるというような考えはありませんで、従来どおり各集落に赴いてですね、農業者の方とお話ししながら、どんな方向で皆さん考えているのかなっていうことをやっていこうかなと考えております。

3 番 植 村 敦 君

わかりました。

町長に聞きたいんですけども、今縷々、町が思い描く幌延の農業のあり方、酪農のあり方を答弁いただきました。

町長の考えている、農業のあり方の中で、私一つ気になってるのは、町長が2期目に向かって立起を表明し、その政策の一つに乳肉複合経営を目指すという項目がありました。その部分というのは、私なりに解釈すると、幌延には、やはり本当にちょうどいい政策かなというふうに、考えております。

乳肉という肉の部分に関しては、これは平成2年ですか、当時の上山町長の時代ですね、和牛の導入事業ということで、幌延に初めて、黒が入りました。当時は、ホルスタインの搾乳地帯に和牛なんてとんでもない話だということで、議会でもかなり議論をして、実施された事業だと私は記憶しております。

ただ、この事業の素晴らしいところは、先立つものがとりあえずなくても、貸付牛方式で導入された牛のメスを町に返すという形で、その事業に参加できたということだったかなというふうに思っております。それが見事に、うちの町の農家の需要にあって、私は、上山町政の中での酪農対策事業の中では、素晴らしいこの事業だったなというふうに今でも考えております。

ただいかんせん、一時500頭近くいた肉牛も今現在、約400にちょっと切れるぐらいの頭数にしか、だんだん増えてくるのかなと思ったら、なかなか増えていかないのが現状で

ないかなど。

そんな中で町長が、2期目にあたっての立起の中で掲げた施策が、乳肉複合経営を目指すんだという考え方。私はぜひこれを進めていってほしいなど。そのためのモデル農場でも、私はやってほしいなっていう気がしております。これはおそらく、北海道の中でも、そういった経営を目指すモデル農場、研修農場っていうのは、おそらくないんでないかなど。そこを幌延がやることによって、一つの目玉になるのかなっていう気がしてますし、今ささやかれてる、アメリカとの防疫交渉等々でも、乳製品の大量の流入が予想される中で、この和牛肉というものの部分だけは、やはりぶつからない日本唯一のプラント製品というか、そういう分類でないかなっていう気がしてますんで、私は、ぜひ、その部分に力を入れた将来を目指す複合経営を、町として進めていくべきでないかなと思うんですけども、そういった町長の思いをこの振興計画の中に、どうやって反映されていけるのかなというふうに思いますんで、伺いたいと思います。

町長 野々村 仁 君

私は、今、議員がおっしゃったようなこの牛肉複合という1つのところで、2つをうまく混合させた中でのという意味よりも、ここにある資源を使った形で、搾乳ができない労働不足で搾乳ができない人は、その基盤を使いながら肉もやれる、そして余力があるんだったら搾乳、牛舎をつくらなくて、納屋1つぐらいで、育成ができるんなら、数頭、複合的な意味ということで、完全複合的に、今議員がおっしゃったみたいに、がっちりをつくろうという、そういう思いではなかったということだけはちょっとご理解をいただきたいと思ってます。

ただ、せっかくある、ここに基盤があるんで、やっぱり労働不足になっておられる方が搾乳を続けることが困難になってきている。やっぱりそういう人たちは、草地をうまく使いながら、今ある資源を有効に活用しながら、やっぱり放牧をしながら、肥育をできる、元牛をつくれるという、そこでも一つの農業の施策の中にあるんだろうという気持ちであります。

ただ、やはり複合的のがっちりやっていただけのも、それは一つですけども、今、私が見る限り、なかなか搾乳やりながら、労力があって、肥育まで手を伸ばしてやるという、そういう余力はないかなという、そういう感じがしてるんで、労働力がなくなると、やはり肉にかけてでも、農業として依存してほしいというそういう気持ちで、この部分の施策を練ったというところでもございます。

せっかく優秀な系統の母体がここにあるし、それぞれ受精卵を含めて、譲っていただける環境の中に幌延の中はまだあると思ってますので、この資源というのは、先ほど言った本当に以前、進めてきたときに一時は相当広がったんですけども、以前の和牛の価格っていうのは、5年に1度の乱高下の中で、それに耐えられる人と、耐えられない人がどうしてもを引いていったということで減っていた。

けども、今搾乳をやめた人に、先ほど、委員がおっしゃったとおり、複合的にやられていて、メス牛を売って繁殖をしながら、元牛として売ってたという、小さな規模でやってた人たちが、搾乳止めてもそれを増やしてってやってるという現状の中でもあるという、この資源を大事にしたいなど。そういうところに、きちんと酪農業として、やっぱり応援もしていけるような体制ってとれるかなということでもありますから、この振興計画にどういうふう

な盛り込み方をできるかということも、考究していきたいというふうに考えてます。

3 番 植 村 敦 君

町長、そこまで深く考えてなかったという言い方ですけども、幌延のこの状況、ここに及んでここまでになっているということを考えると、やはり町として、そういう方向も一つ、検討をして示していくべきでないのかなという気が。ただ、搾乳専業で、今、近代的な施設を利用して、ロボット等々も利用しながら、300、500という頭数を飼育していくということに関しても、それは当然あるべきだと思いますし、やられる方が今後出てこられるのは本当にうれしいことだなというふうに私も思ってますけども、現状の状態を考えると、やはり町長が言った形の中で、町の一つの目玉として、農業の持続可能な手法として、経営として、考えていくことも一つ有効なのかなという気がしております。

先ほどの答弁の中で、幌延の農地は離農者が増えていっても、それを引き取って、既存の農家がどうにか維持してきているという話でございますけども、ちょっと事務的なことで、運営委員会の局長にお聞きしたいと思いますけども、現在、幌延町の農地の中で、他町に農地として譲渡されている面積はどれぐらいなのか、また、農業振興計画の中で、利用計画の中で、賃貸を他町の個人もしくは法人と結ばれてる面積は、どのぐらいなのか。あるのか、なしなのかお聞きしたいと思います。

農業委員会事務局長 山本基継君

他町から本町に農地を利用するために所有権移転した、という考えでよろしいですね。お答えします。

他町からですね、本町の農地を利用するために所有権移転した畑の面積は、9町3反程度ですね。

そのほかに、利用集積計画で、賃貸で他町から幌延町に来て、畑を利用してるっていうのが95筆ありまして、合計が120町ぐらいですね。1件の個人農家の方と、合同会社の方が幌延町に来て、利用権を設定してですね、草だけ収穫しているというような状況になっております。

3 番 植 村 敦 君

9町3反っていうのは意外と私の予想したよりも、ちょっと少ないかなという気がしますけども、賃貸で120町という、大きな数字、当然これは農業者の認定を受けた団体ということになろうかと思えますけども、きちっとそれが利用されている状態で、今現状を維持されているのか、そこも併せて伺います。

産業振興課長 山本基継君

お答えします。

所有権移転、賃貸借の利用権の設定も含めまして毎年ですね、農地パトロール、秋に、10月にですね、農業委員さんと農地を回っておりまして、適正に農地を利用されている状況を確認しております。

今年度もですね、来月、10月の中旬に農地パトロールやろうと思っておりますので、そのときもですね、見回って、適正に利用されてるかどうかというのは、確認しようと考えております。

### 3 番 植 村 敦 君

これは地主と借主の関係がありますので、農業委員が認めた、条件に合っていれば、異議を申立てることのないものだというふうに思いますけれども、残念だなというふうに私は思います。これだけの農業基盤を持ちながら、町の中の農業者が賃貸利用をしない、もしくは取得できないという状況になりつつあるという状況だなというふうに思っております。

やはり、こういうことも含めて、今後の振興計画の中で、きちんと地元で生産をできる、法人として幌延に入ってもらわれて、法人で生産をできるシステムがあるのであれば、これはいいことだなと思いますけれども、草だけ収穫していかれるということが、だんだんこの後、この面積が増えてくということにならないような、やはり振興計画を立てる必要があるのかなと思います。

その点について、ご見解を伺いたいと思います。

### 町 長 野々村 仁 君

先ほども、牛肉複合経営が深く考えてないとは言わなかったです。乳肉複合は深く考えているからこそ、今の状況で、それを兼業としてやるだけの労力があるかということとそうではなくて、離農地の跡地にきちんと搾乳をやめてでも、肉が飼えるようなシステムをもっと構築していったほうがいいんじゃないかと。力があれば、そういう複合経営もいいんじゃないかということをお願いしました。考えていなかったわけではなくて、考えた末に違う方向ではなく、今の状況の利用価値をどのように、労力軽減をしながら、仕事ができるかということをお願いただけであります。

それで、振興計画については、行政では振興計画が農業者にとって利用しやすい、または、土地改良から区画から含めて、いろんな形でどう取り扱うかということで振興計画をつくっていく、その要素の中の一つにはなるとは思いますけれども、最終的に使われる方は生産者の方々、その意欲一つだと思っております。

我々は審査をして、横に流れないように、間違いない基準どおりにきちっとやるかっていう審査で、止められるところは止められるということでもありますけれども、先ほど委員が言われたとおり、個人的に先に手続を行ったものは、我々の財産権でとやかく止めるとか、そういうことがなかなかできない難しさがあるということで、振興計画は真剣につくります。けれども、そこは生産者の問題も絡んでくる。生産者に魅力のあるような計画をつくれということでもありますから、その辺は一生懸命頑張ってつくりたいと思っております。

### 3 番 植 村 敦 君

議会としても、来月になりますけれども、先進地になります道南の八雲町の農業の振興計画を勉強させてもらいに行こうと思っております。

これは2年ぐらい前ですかね、道新のコラムで八雲町の町長が、昔はこの八雲町は乳牛の北海道の導入の先進地として、すごく発展して栄えていた時期があったんだと。ただ、いまはすっかりその面影がなくなっちゃったと。私は、その当時の活気をもう一度、この八雲町に取り戻したいんだというようなコラムだったと思いますけれども、そういうコラムを見ました。そして、八雲町の夢のある振興計画を打ち出さなきゃならないという記事が載ってました。

その後、一昨年ですか。たまたまインターネットで八雲町の振興計画を見せてもらいました。非常に、密度の高い振興計画、目標を立てて目標を実行するために、どういうことをしたらいいかっていう、本当に事細やかに振興計画がつけられておりました。

ぜひとも、うちの町でも、うちの町にふさわしい農業振興計画をつくって、それが農家の方々に受け入れられて、また、新規または法人の方がやりやすい、受け入れやすいような、納得するような振興計画をぜひともつくってもらいたいもんだなという気がしております。

町長、今、真剣に取り組むという答弁でございますので、ぜひともそのような中で、ほかの近隣の町に負けない、活気のある、酪農経営を目指していきたいなというふうに思っております。

せっかくの、雪印工場が地元にある。ただ、その地元が農家が減って行って、生産量が減っていくというような状況だけは、やはり、何とか農協と町と力を出し合って阻止してもらいたいなと。そのためにも、議会としても一生懸命努力をしたいなというふうに思っております。

昨年、議員の報酬でアンケート取ったんですけども、その中の多くの意見が議会何やってんだと。これだけ、一次産業が衰退してるのに何かいい案ないのかというような、もっとちゃんとすれというような意見がたくさん寄せられました。まさに、このちょうどいい、振興計画樹立の時期ですんで、一生懸命取り組んでいきたいなというふうに思っております。

次の質問の生活のほうに移っていきたくと思いますけども、これらに関しては、午前中の質問で縷々、町の考え方お聞きしました。

ただ残念なのは、公平性ということで二の足を踏むという状態がここ数年続いているという、ただ、町の高齢者なり、そういった人たちは待たなしで、増えているという状況であります。ほかの、近隣の町でできている事業がなぜ幌延でできないのか。非常に私は歯がゆくてなりません。

確かに、地域の地域間の格差はあると思うんですけども、それをやっぱり埋めてでも、克服してでも、やはりいち早く、この生活交通の事業もしくは免許証返納者の支援事業というのは、町として打っていかなければならない事業でないかなというふうに、以前から思っていました。

当然、事業としてやる以上は、個人に頼るということでなくて、私は結論から言うと、商売にならない、客数からいっても、それだけでやるには、とても商売にならないと。ボランティアに頼りたいという町の気持ちもわかりますけども、私は、先ほど午前中に、下沼地区で、そういった乗り合い事業をしたいんだという話もありましたけども、当然そういう事業を待つだけでなく、町としてしっかりとして、やはり責任を持って、生活交通の改善を進めていくと、支援をしていくという姿勢が、やっぱり必要でないのかなと。地域おこし協力隊だとか、いろんなものがありますけども、私はできる可能性っていうのは十分あるのかなと思うんですよね。お金をかけないでやりたいということなのか、そこら辺がどうも私は理解ができないんですけども、もう一度お願いします。

町長 野々村 仁 君

地域交通については、本当に歯がゆいのは議員のみならず、私のほうが3年も4年もこう

いう形で、いつまでも、なかなかできないという、考究してるだけの話で、前に進んどらんと怒られることにも、幾分本当に情けないと思いつつも、実際問題、お金の問題ではなくて、午前中の同僚議員の皆さんの質問の中にもお答えしましたが、お金の問題だけでなく、やっぱマンパワーの問題、そこにやっぱり大きく関わってくる話だと私自身は思っています。

それがボランティアであろうと、事業者の方であろうと、その動き方、そのコストを考えることによって、どれほどの形になるのかっていうことを、全体スキームで考えましょうということを以前からも私自身が話しております。そのこと自体が解消されれば、どんだけというお金の話だったり、なんだりということですけども、そしたら、それを担う方、それを担う業者の方々、それを担う役場の職員の方々っていうのが、どういう形に組んでいけるかっていうことが大きなことなんだと私自身はそのように思っています。

それを今、解消するためにもそういう形で、政策的にいろんな動きのある、こういう協力隊を含めて、こういう地域コミュニティ形成事業ということ自体で、そういうお助けのポジションをつくりながら配置をして、そういうところも関わっていただく。集落の支援をしていくということも含めて、こういう形を取れないかというのが、今回初めて、そのマンパワーも含めて、そういう解消にならないかっていうことを、今、一生懸命模索をしてる。遅い、早くやれということ自体では、私自身も本当に大変申しわけないと思いつつも、1回、どっかで制度設計をして始めたからといって、次に起きたときに、これではだめで、これだけになりますという話だとすると、やっぱりそこは、やっぱり大きな汚点を残すんだろうと思ってるので、そこだけでも、全体スキームだけでも議員の皆さんともう少し議論して、一から、どこから先に1番先に、手をつけて、その人間で間に合うところは何かとかっていうことを議論させていただければと思っております。

やっぱりそこ自体を解決しておかないと、やれるところ、やりやすいところからこれだけでやりますということをやった時点で、後々そこにかかるコスト、そこに関わる人ということ、大きな影響を及ぼすもんだと私自身は考えているんで、そこは早急に、いつも協議しましょう、協議しましょうということで、言ってきますけども、担当と、まずはどこからどういう形で、議員の皆さんもそれぞれ考え方が、それぞれあって、そこをまず、一本に絞って、まずここからしていきましょうよねっていうところを、ちょっと掴ませていただければなど。そこに協議をさせていただければと思っております。

やはり免許返納者にしても、本当にこれだけの高齢者の事故がある。そういうところに対策をしなきゃならない。ほとんどのところの政策時点では年数限度でありますけども、免許返納者よりも、日常それから何十年もその集落に住むということに対しての支援も含めて、どうするのかっていうことが大事なことであって、免許返したから3年間だけ出せばいいみたいな話ではないというふうに思っています。

その辺の全体スキームをまずもって、皆さんと議論させて、担当と協議をさせていただければというふうに思っています。

### 3 番 植 村 敦 君

実際、私も今期立候補して、町の中を遊説して歩きました。

驚いたのは、見ず知らずの私にも、本当に町の方はあんまり顔をわかる人を少ないんです

けども、お年寄りが駆け寄ってきて、「議員さん、何とかしてや」っていう話されました。どうしたって聞いたら、「私、買い物に行くのも大変なんだ」と。「ぜひとも、そういったことを少しでも助けてもらえるような施策を作ってください」という話でした。いや、頑張ります。うちらも、それに関して一生懸命以前から取り組んでるんですけども、なかなか先に進まないんですよ、ごめんねっていう話をしてきました。

本当にこの問題は、身の不自由な方、歩くのも困難な方にとっては、せっぱ詰まった問題だと私は思っております。ぜひとも、結果を早く、1日も早く出してほしい。先のこの地域コミュニティ形成事業の中で町部局が答弁された、4年から5年かけて、事業を達成していくんだという回答がございました。1年、2年目は聞き取りをやって、そして、3年で検討して、4年から5年目で、この事業やっていくんだ。私はそれでは遅いと思うんですよ。確かに事務的に進めるにはそういう話になるかもしれませんが、もっと早くに対策を打つべきでないかなというふうに思うんですけども、やはりその考え方に変わりはないでしょうか。

町 長 野々村 仁 君

先ほどからやらないと言ってるわけじゃなくて、議員の皆さんとそのスキーム全体をまず構想しましょうということをお話をさせていただいています。

そこが見えてくれば、そこはどこからテストしても、今日午前中の質問事項でもあったとおり、したらこれからやりましょうとかっていうことにとっかかれると思っております。

ただ、今みたいに部署的にそういう話をすると、バランスが崩れてくるんでないですか。人の足りなさはどこで最後埋めてくんですかということになる。そこは、早急に議員の皆さんのご協力をいただきながら、ちょっと議会の中で、常任委員会とは言わないですけども、全員協議会の中でもいいから、意見交換を町部局とさせていただくということを詰めて、年内に、そういう形ができるかできないかも含めながら、回数を重ねながら、そういう事態を、以前、石川県まで視察を行ってきて、その話のところからこぞと来てて、いろんな形でそれやる、これやるという話だけがあるけども、全体スキームというのが見えてないというところに、私は、そこをまずは固めましょうと。そこが何ぼとかかんぼとかっていう話ではないんですね。どういう形がということ、そこをすら、議員の皆さんもいろいろ意見を何人か、この地域交通の中でいただいていますけども、全てが皆さんそれぞればらばらと、これがいい、これがいいという話にしかなくなってないんじゃないかっていう気もするんで、そこら辺の総合を、うちの町部局の担当等も併せて協議をさせていただいて、早急にやるような形で取り組んでいこうと。これは、一生懸命、それがまとまれば、年度内、いろんな形ででも急いでやれる項目が出てくるんじゃないかと、そういう気しています。

3 番 植 村 敦 君

わかりました。これでやめますけども、私なりにおそらく、町長が頭悩ますのは、本町地区ではなくて、問寒別地区をどうするかということだろうなというふうに私なりに推察いたします。

当然、そこで業者に頼むっていても、今、先ほどから町長言われたように、マンパワーがない、引き受けてくれる業者がないというふうな私には思ってお

ります。

本町のほうは、既存の会社がありますんで、その会社を利用した割引券等々が考えられると思うんですけども、先ほど言った、問寒別地区に関しては、これは私は、どう悩んでも先に進まない事でないかなど。やることは一つ。やはり、行政が主体となった形の中で、それを補っていかなければ、あそこの地区の解消は進まないんでないかなどというふうに私は思っています。

そういうことも含めて、今後、大いに議論してというか、速やかに議論を重ねて、結果を出して、実行していかなければ、本当に住みやすい幌延を目指せなんていう話は、ほど遠い話になってしまうのかなどというふうに思いますんで、どうかよろしく願いいたします。

町 長 野々村 仁 君

固有名詞を言って、そういう形でどうのこうのということになると、大変難しい話になりますけども、別段、問寒別地区でなくても、下沼の端までいっても、距離としてはけっこう距離があるし、ボランティアでやっていただくのも、75歳までの方々が、それ以前の人たちに送っていただくという構成はできるかと思うんですけども、そこも少なく見ても、何十年それを続けられるんだっていう話になってくると、そのスキームっていうのはまだまだ見えてこないんだなと思うんですよ。だから、そこはそういう地区だけとかっていう話をしていくわけではなくて、そういう組み方をどうやって継続的につなげられるかということ、皆さんで議論していきましょうということ先ほどから申してるわけです。その地区だからとか、ここの地区だからとかでの話ではなくて、市街地区だからとか、利用者がそういうタクシーでできるんだとかっていう話ではなくて、そういう話を急いで、うちの担当にも言っときますから、今度は一生懸命、全員協議会の中で、どういう形が1番早くやれるかということも、全体スキームをどのように、そうやって考えていけるかということも含めて、協議をさせていただければ大変ありがたいと思っています。

議 長 高 橋 秀 之 君

これにて、3番 植村敦君の質問を終わります。

ここで14時25分まで休憩します。

(14時07分 休 憩)

(14時25分 開 議)

休憩前に引き続き会議を再開します。

次の質問を行います。

5 番 岡 本 則 夫 君

5番 岡本です。2点ほど、町長にお尋ねいたしたいと思います。

まず1件目、ロマノフ羊の飼育についてということで、記憶では、昨年1月だったと記憶しておりますが、ロマノフの飼育者である松田氏と幌延町長を始め、幌延町の名士が出席してのテレビ放送の中でですね、町長のご挨拶の中で、飼育に際して支援をするというお話を聞かせていただきました。大いに、期待をしておりました。その結果ですね、現在までどのような形で支援が進んでいるのか。お聞かせ願いたいと思います。

2点目。ケアハウスということで、質問状に書いてありますけども、これが何ハウスなの

か、勉強が足りないのではっきりわかりませんが、幌延町にもだんだんとですね、ひとり暮らしの高齢者が増えてきていると思います。

これまでに、町政懇談会などで、高齢者の方から、ケアハウスのようなものをですね、建設してほしいという要望があったのかなかったのかということのこの2点を質問いたしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

町 長 野々村 仁 君

岡本議員のご質問にお答えします。

1 問目のロマノフスキーの飼育に対する支援策に関するご質問ですが、現在、町からの支援は特段行っておりません。

事業に取り組んでいる方へ現状を確認いたしましたところ、今はロマノフスキーでの畜産業の事業化に向け、飼養頭数の増頭に取り組んでいるとのことでしたので、将来的に特産品となる可能性を鑑み、まちづくり事業の支援制度を紹介するにとどまっております。

ロマノフスキーの純血種は希少価値が高く、繁殖の取り組みについても、メディアに度々取り上げられており、町といたしましても、今後の進展に期待しているところです。

次に2問目のケアハウス建設に関するご質問ですが、3年程前、町政懇談会で、単身高齢者が入れるシェアハウスや、ちょっと集まってお茶を飲んだりできるサロンのような施設が欲しいと思っているとのことをご意見をいただいたことはございます。

5 番 岡 本 則 夫 君

今、町長のご答弁の中でですね、まだ支援の方向には向かってないということで、ご答弁いただきましたけれども、私はあのテレビ見たときにですね、すごい期待をしたわけですね。これで幌延町にまた、一村一品の中のそういうものが出来上がっていく。幌延では、ほかでやってないこと、うちでしかやってないことを手がけるということで、上山町政になってからですね、トナカイを飼育し、また北星園の七面鳥の薫製なども、今はなくなったのかなと思いますけども、そういうものをこれからですね、継続してやっていくのにですね、ちょうど手頃ですごいもの、すごいことやってくれる人ができたなということで喜んで、私も小さいながら、お手伝いをさせていただこうという考えになり、元代議士にお願いして、ロシアに精通してる方だと信じてたんで、何とかしてこのロマノフスキーの繁殖、増殖に手を貸してくれないかということで、町長のテレビを見た、その数日後、2、3日後に電話をして尋ねたら、代議士じゃなくて、ただの人だったけども、すぐ調べてくれたら、ロシアとの国交がないために、それは無理だと。諦めれの一言で終わってしまったわけですけども、私はどうして諦め切れないので、いろんな人にそういう話をしたんですね。札幌にも行き、何とかならないだろうかと。スケートの名前はわからない、忘れちゃったけども、女の方が、秋田犬というのをプレゼントにもらったと。こういう形の中で、誰かを通じて、ロシアからプレゼントでもらえないかということまでも考えて、模索したんですけども、今のところまだ手助けしてくれる方が誰もいらっしやらないんですが、札幌の方でもって、いろいろな方が完璧なお話ではないんですけども、イギリスにいるっていうことが、最近わかりました。まだロマノフスキーやってるのかっていうからやってるんですって言ったら、イギリスのほうを調べてみると。イギリスと日本は国交があるはずだから、そういうことがあるはずだから買え

るんじゃないかということをお願いしたんで、また今、代議士になっておりますんで、今度は手を貸してくれるかなと思っているんだけど、ロシアでないけども、ほかの国とのそういうことがどうやったらできるのか。もしかして町長も、そういうふうなつながりがある人もいるんだったら、そちらのほうにでも手を打っていただければ、少しでも増やすことにつながるんでないかなと思うんですね。町長が筆頭になって、これを幌延町の地場産の一つにするんだっていう形で進んでいけば、町の人も、ぜひ僕らにも、手を出すっていうか、応援したいっていう人が出てくると思うんですよね。そうすることによって、この3年なり5年の間に500頭なり、700頭になっていくんでないかなと。そうすると、商品価値が出て、すばらしいものになるんでないかっていうふうに、考えてるんですけども、その辺のことでもって、今後の課題になりますが、町長がそういう形で、今なされてないんですけども、何とかして、声を出して、進めて前向きにもらいたいと思うんですけども、いかがなものでしょうか。

町長 野々村 仁 君

まさしくロシアからは、門外不出ということで、もう絶対この羊にとっては出さないということの確認だけは、ほうぼうからも聞いて私もいます。その中で、松田さんのところで雌の羊に対して、雄が家事の影響によって繁殖ができない状態の中に、たまたま、多分間違っただけでなかったら帯畜でなかったかと思うんですけど、帯畜の大学の先生が凍結精液があって、10頭いる雌の中で7頭ほど冷凍精液をつけたということから、このロマノフをそしたら、増やしたいということが、本人のほうから、我々は後に知った話ですけども、そういうことで増頭したいということであったと思っています。

その中の7頭をつけた中で、雌雄半々ぐらい生まれた中で、今は、どこから輸入するとか、そういう凍結精液じゃなくて、自家交配で増やそうというのが本人の、多分増頭計画の中ではないかなと思っています。

今年の春も、本人とちょっとお話したときに、今30数頭になってるよという話でございましたので、それぞれ着実に、10頭から5頭が雌が出て、また5頭につけてという、なんて言ったらいいんですかね、少しずつ倍々ではないんですけども少しずつ着実に増やしてる。その方法をとられてるんだと思っています。

だから導入をするとか、そういう形で急激に増頭しようとかということではないのかなということでもありますけども、ぜひとも生体で売ってくれという、あちこちから、このマスコミ関係で出たおかげでお声がかかるけれども、松田さんいわく、「俺もこの地元で、この特産品として出したいんだ」と言っていたことには、本当に心強く思っております。

今後どのような展開になるかも、本人がどのような考えがあるのかも確認しながらですけども、我々も、ただ支援をすると言っても、いろんな形での支援、今言った、そういうパイプの支援も含めてそうですけども、そういう支援も含めて、どういう形が、松田さんにとって1番いいのかということでもありますけども、まだ我々、直接向こうからお尋ねをいただいたことがなくて、我々のほうから何かの用事のお話しを聞かせていただいて、まだそんなもんなんだっていうことの増頭の途中だという、その経過ぐらいをこの間、春にお話を伺ったというところで、これといって支援はまだしていないということでお答えをさせてい

ただいたと思っております。

今後については、松田さんももうちょっと接点を持ちながら、せっかくそういうふうに言っていたらいいので、どのような支援があるかということも含めて、考えていきたいと思っております。

5 番 岡 本 則 夫 君

確かにそういう話もですね、ここにお座りの同僚議員の中に、スタート時のロマノフスキーをですね、飼ってた方がいらっしゃるんで、その方とは2、3、話ししたことなんですけど、時代も変わりました、今そういう厳しい中で、頭数を増やそうとしてるわけですね。

私も綿羊を飼って、失敗したことがあるもんですから、綿羊は羊毛を着てるんで冬大丈夫だろうと思ったら、寒さに弱いと。そういうようなことから、今、頭数が少ないからまだいいんですが、これからいろんな形の中で頭数が増えていったときに、入れ物が必要になってくるんでないか。牛でないので、畜舎とは言わないでしょうけども、そういうふうな動物が暖をとれるような小屋っていうのか、そういうものが必要になってくるとは思いますけども、安心して増やしていただくためにもですね、町として、どれぐらいが本人が必要と思うかわからないけれども、今、増頭に対しての支援はできるかねるけれども、建物をつくってあげたいけれども、どうなんだというようなことで、そういう入れ物を町が拵えてあげるよっていう形ででもできれば、本人もまた意欲が変わってきて、頭数増やす要因にもつながっていくんじゃないかなっていう気がするんですけども、その辺は、町長どうなんですか。建物を建てて、入れ物をつくってやるっちゃう考えはあるか、ないか。

町 長 野々村 仁 君

先ほども同僚議員の質問の中で、農業政策の中で法人なり、また、搾乳部門でない形の農業についての支援策、今後も、そういう形で考究してまいりたいというお話をさせていただいた中の一部にも入るかと思っておりますけれども、畜産として、先ほど応答の中にも入ってますけど、畜産の事業化として取り組んでいるということ自体であれば、そういう形で、整備を進めていくことによって、その該当するものだと思っておりますし、今時点でもうちょっと小規模なものとか、小さなものだとすると、まちづくり補助事業とかっていう事業は、こういうのがあるよということでお知らせはしてあります。

そういう形で相談があれば、その都度、担当部署を通して、どういうことなら使えるかということは、ご相談できるかなという気はしています。

5 番 岡 本 則 夫 君

そういうことをですね、私もいろんな面で、応援をしていきたいなと思っておりますけども、何かあった時には、町長のほうにもお願いしたいと思うんで、その辺はよろしくお願ひしたいなと思っております。

1点目のロマノフスキーの飼育については、これで終わります。2点目のケアハウスですね。

町長のほうからもし、要望がありませんっていう、言葉が出たときにどうしようかなと思っていたんですけども、3年前ぐらいにそういうような要望があったということで、安心をしてるわけですけども、ぜひですね、進めてあげてほしいなっていう気がします。

私ももうすぐ仲間入りなんですけど、お年寄りには1年、生かされていてああよかったなど。1年、1年なわけですね。3年間、こうやって今、言った後待ってるって言ったら、相当の長い年月待っているようなふうを受けとめて感じられるんですけども、ぜひですね、この建設には、少しでも早い時期に、町長にスタートしてほしいなっていう私の考えです。ということは、高齢者なもんですから、明日わからない命。全般的には皆さんもそうでしょうけども、ただ、高齢ということで考えていいたら、もう本当に明日が生きててよかった、目覚めてよかったっていう年齢に達している方々と思いますのでね。少しでも早い時期にお願いして、町長にはですね、まだやる計画も全然ありませんっていうのか、岡本に言われたから今回は考えてみようかっていう気になっていくのか、その辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

町 長 野々村 仁 君

町政懇談会の中でそういう意見が出て、担当部局のほうとしては、そういう施設自体の運営だったり、施設の概要だったりということを経緯がございまして。

なにせ、60歳以上の自立型で入って、こういうケアハウスで食事がとれて、体を少しでも動かせるスペースもつくるという、そういう施設をつくるということ自体でいきますと、入居の形と行けば、結構費用がかさむ話になっちゃうんですね。大体10万、13万ぐらいかかってしまう。

これで、もう一つ同じケアハウスであっても、65歳以上が入居ができる介護認定を受けた方々、そういう方々が入る。今、特老は介護度3からしか入れない。1、2の人たちみたいに、そういう証明をいただいた方については、自立型と介護型と分けられて介護型というところには入れるということでありましてけれども、また、介護型になると同じような要領で食事だとかそのスペース、機能回復のスペースをつくると、大体16万から20万かかるということで、端的に物をつくれればいいということではないんだなということで、何とか賃貸住宅的なものに、そういう食事ができるとか、サロンみたいなところのスペースがあるとかみたいなものを含めた形が何かできないかって言ったら、補助事業的にはないような形なんですね。

何をどうするかって言ったら、やっぱり、それ全般的に言うと、近場で隣町にもありますように小規模多機能みたいな形をつくるということになると、これまた今度は保健師のキャパが、今でも募集してもなかなか人員足りないままでやってるのに、もっともってキャパが広がって、お金だけじゃなくて、職員の数すら募集がなかなかできないということで、いろいろ、担当の部局では調べてくれたんですけども、実際どうすればいいっていうことがない。ただ、建物だけの賃貸住宅をつくるかっていうなら、それはできないこともないかもしれないけど、食事の世話とか、日々の朝の管理とか見回りとかできるような要素で、ケアハウスみたいな状態をつくるということは、非常に今の制度上では難しいんだろうということで、今、また、担当部局とも一生懸命はしていますけども、なかなかその結論にはいかない。そのときにもお話ししたんですけども公営住宅の1階部分には非常ボタンとか、それぞれ連絡がすぐつくようなシステムをつけた状態の公営住宅はあるんですけども、本人たちに聞きますと、公営住宅のそこには入りたくないということですから、やはり、きちんと食事の世

話してくれたり、朝晩のチェックをしてくれるというか元気だったかいみたいな、そういうところが欲しいんだらうなということになると、今の現状ではなかなか施設だけでなく入居制限っていうか、入居の条件も相当厳しいものになる。

国保関係で年金で生活してる人だったら、もう到底入れるような状態ではないというところで今悩んでるところですし、やっぱりこざくらを見てもそうですけども、こざくらでもそれを介護する人だったり、なんだりということで、人員が見つからないのにどう充てがおうかということも含めて、もっと総合的に、我々、これに準じた何か、ほかにできる模索を考えなければならぬんですけども、もう3年、先ほども何年かかっているのよって怒られてますけども、これも3年も前言われた話ですけども、以前、着地点が見えないというところでもあります。

でも、何とか賃貸住宅にそういうサロンのような要素と、それから食事ちょこっととれるような場所というのが結びつくような連携でなにかできるのがあるのかどうか、それもまださらにちょっと考えていきたいと思ってます。

#### 5 番 岡 本 則 夫 君

今の町長のご答弁の後段のほうじゃないかなと思うんですが、私に、そういうことを尋ねた方も、私も言えば、少し贅沢なわがままじゃかなという気はするんですが、自分は今元気なんだと。だけど、いつどうなるかわかんないんだと。それはごもともですねということ。ただし、幌延にはですね、そういうふうな形で、自分の持ち家を持っていて、そして独居老人なんですね。いつ死ぬかわからない。死んだときにすぐ見つけてもらいたい。その時には、孤独死でなくて、側に誰かが居てくれることによって、すぐ亡くなったということを見つけてくれるっていうような、そういう話をしながら、おっと私が考えたのは、持ち家ならば、これから町長にお願いしたいのは、その家をどういう形で、私が言ってるような形で、どういうものができるかわからないけど実現した。そしたら家が空く。その家は本人は売なのか、町に無償でくれるのか、もしそれが虫のいい話、無償でくれたら、それを幌延町に移住っていうんですか、そういう方のための住宅としてこれを選びになりますか、こうですかということで、入れてやれることもできるんじゃないかなというふうに考えたものから、どんなもんかなと思ったんですけども。いろいろな国の制度もあるんで、町長も大変だろうなと思いますけれども、高齢者の考えることですから、当然、わがままがついてるんだと思うけども、その辺を理解した中でですね、できるのであれば、少しでも早い時期に、例えば、今、設計段階に入っている最中です、計画的な中で入っているとかっていうお声が聞こえれば、喜んでいただけるんでないかなという形の中で、なるべく早い時期に、いい方法を見出して進めてほしいなっていう私の考えです。

#### 町 長 野々村 仁 君

まさしく、我々もそういう、もしくは、そのスペースが、そういう形で確保できたとすれば、また、我々提案したときは公営住宅に入ったら、その持ち家を誰かに貸していただいて、それを、その財源に充てるっていう事もいいですよって言ったら、いや、公営住宅は要らんって言われたんで、そしたら、そういう施設ができたならそういうことのサイクルができるっていうのは、私自身も岡本さんと同じく考えました。そこは、個人の財産ですから、それ

は賃貸で、このケアハウスが本来、相当高いレベルの賃貸だとしても、その家賃収入と年金を合わせたら入れるみたいな形になれば、それはいいことだなと思ってるんですけども、そういう方々、条件に恵まれて持ち家を持って、1人でいて、そういう形をつくれば、そういう形になれるという方々が、どのぐらいいるのかっていうのは、我々も把握してないということですから、今後、そういう形でも、少し聞き取りをしながら、どういうニーズがあるのかっていうのを考えながら、ちょっとどういう形ができるかっていうのも、ちょっと調べたいと思いますので、今のところ、これをこういう形で、設計したいとかっていうことはできませんけども、その時点ではちょっと保健師も、ほとんど在宅で回っていきますから、そういう声を聞きながらどういうチェックができるか、聞き取りができるかを含めて、ちょっと内部で考えさせていただければと思ってます。

議 長 高 橋 秀 之 君

これにて、5番、岡本則夫君の質問を終わります。

以上をもって、通告を受けた一般質問は全て終了しました。

お諮りします。

この際、日程第6 認定第1号「平成30年度幌延町一般会計歳入歳出決算の認定について」、日程第7 認定第2号「平成30年度幌延町立診療所特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第8 認定第3号「平成30年度幌延町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第9 認定第4号「平成30年度幌延町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第10 認定第5号「平成30年度幌延町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第11 認定第6号「平成30年度幌延町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第12 認定第7号「平成30年度幌延町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の7件は関連がありますので、会議規則第37条の規定に基づき、一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第7号までの7件は、一括議題とします。

認定第1号から認定第7号までの提案理由の説明を求めます。

副 町 長 岩 川 実 樹 君

ただいま上程されました、認定第1号から認定第7号までの、平成30年度幌延町各会計決算の認定について、提案理由を申し上げます。

平成30年度幌延町各会計の決算につきましては、地方自治法第233条第2項の規定により、8月5日から8月8日までの間の4日間で、監査委員の審査をいただいているところであり、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の決算審査意見書を付して決算の認定をお願いするものです。

各会計決算の概要につきましては、お手元にお配りの「平成30年度幌延町各会計決算説明資料」に沿って説明させていただきます。

1 ページをご覧ください。

第1表は、各会計歳入歳出決算の総括表です。

一般会計から下水道事業特別会計までの7会計の決算総額は、歳入決算額65億4,962万4千円、歳出決算額62億9,971万1千円で、翌年度繰越財源額を控除した差引残高は2億4,986万3千円となりました。

2 ページをお開きください。

第2表は、各会計決算総額の前年度比較で、表の一番下、網掛け部分の合計の欄、歳入決算額の増減合計は1億5万3千円、1.5%の減。歳出決算額の増減合計は1億6,772万6千円、2.6%の減となりました。

これは一般会計における減が主たるもので、歳入では平成29年度の役場庁舎改修および問寒別分遣所整備事業等に係る繰入金やグループホーム支援事業に係る地方債の減額等によるものです。

また、歳出では、平成29年度の間寒別分遣所整備事業、役場庁舎改修事業及び産業・地域振興センター整備事業完了による減額等が主な要因です。

3 ページをご覧ください。

第3表は、平成29年度から平成30年度へ繰越した繰越明許費決算額の内訳です。

繰越した事業は、移住定住促進事業、幌延町酪農・肉用牛増産近代化施設整備事業、幌延地区団体営農業基盤整備促進事業で、一般会計3事業の繰越額は2,178万5千円で、決算額も同じく2,178万5千円です。

第4表は、平成30年度から平成31年度への繰越事業費繰越額の内訳です。

問寒別地区及び上幌延開進地区の道営畑地帯総合整備事業を平成31年度へ繰越しております。繰越額は7,425万円です。

4 ページをお開きください。

第5表は、各会計の地方債現在高を示しています。

平成30年度末の現在高合計は、40億8,032万円で、前年度末より3億4,909万4千円減少しました。

なお、平成30年度末現在高のうち、74.1%に当たる30億2,213万8千円は交付税算入され、将来負担の地方債現在高は、aからbを差し引いた額、10億5,818万2千円となっております。

4 ページから5 ページまでの第6表は、各会計の基金現在高で、5 ページ下から2 段目の全会計の平成30年度末現在高は、前年度より7,562万7千円増加して、52億4,552万1千円となっております。

第7表は、北海道市町村備荒資金組合納付金現在高で、平成30年度末現在高は、前年度より819万6千円増加して、17億9,416万8千円となっております。

6 ページをお開きください。

第8表は、一般会計の債務負担行為の負担状況です。地方債と同じ性格をもつ後年度負担予定額は、4千万1千円です。

7 ページから15 ページまでは、第5次幌延町総合計画の基本目標に沿って、町政運営の

基本的な考え方、予算の執行等及び主要な施策の成果について整理・記述しております。

16ページをお開きください。

一般会計の決算についてです。

第9表は、一般会計歳入歳出決算額の推移です。

歳入決算額は、前年度対比2.0%減の53億2,118万6千円となり、歳出決算額は、前年度対比3.6%減の51億1,575万6千円となりました。

これは、歳入については、幌延西部地区草地畜産基盤整備事業に係る受益者負担金など諸収入が増加したものの、地方交付税交付金や平成29年度に実施した産業・地域振興センター整備事業に係る繰入金並びに問寒別分遣所整備事業及びグループホーム支援事業の財源として借入した地方債の減額によるものであり、歳出についても同様に、平成29年度に実施した問寒別分遣所整備事業、役場庁舎改修事業及び産業・地域振興センター整備事業等の完了に伴う減額が大きな要因です。

歳入歳出差引は、2億543万円で、翌年度へ繰り越すべき財源5万円を控除した額、2億538万円が実質収支額で、前年度対比82.2%の増となりました。

17ページをご覧ください。

第10表は、一般会計歳入の款別決算額の状況です。

前年度と比べ大きく増加した款は、19款の諸収入で、幌延西部地区草地畜産基盤整備事業の受益者負担金や産業・地域振興センター利用者負担金が増加しました。

また、大きく減少した款は、17款の繰入金と20款の町債で、繰入金では産業・地域振興センター整備事業や役場庁舎改修事業の財源として、ふるさと創生基金や公共施設等整備基金からの繰入が事業の完了に伴い減額し、また町債では、問寒別分遣所整備事業やグループホーム支援事業の財源として借入した地方債が減額しました。

次に町税収入の状況です。

18ページをお開きください。

第11表、第12表及び19ページの第13表は、年度別・税目別の町税決算額と徴収実績です。

平成30年度の税込総額は、6億5,791万9千円で前年度比1,686万1千円、2.5%の減でした。

徴収率は、98.9%でした。

19ページをご覧ください。

第14表は、地方交付税の状況です。

前年度と比べ普通交付税が3.5%減少し、特別交付税が1.2%減少して、総額で23億1,131万6千円でした。前年度対比3.2%、7,734万円の減です。

平成13年度から制度化されている臨時財政対策債を含めると、総額で24億2,111万6千円、前年度対比3.3%、8,174万円の減となりました。

20ページをお開きください。

第15表は、ふるさと納税の状況です。

町では平成27年度から、ふるさと納税に該当する寄附金を、ふるさと応援寄付金として

採納しており、平成30年度の寄付金総額は1,076件で1,211万5千円でした。そのうち、444万5千円を返礼品経費等に充当し、残額767万円をふるさと応援基金に積み立てております。平成30年度末の基金現在高は1,033万1千円です。

21ページをご覧ください。

第16表は、一般会計の歳入決算額についての財源構成です。

表下、網掛け欄の右隅、経常一般財源は、28億5,137万2千円で、地方交付税の減額により前年度対比3.0%減少しました。

22ページをお開きください。

次に、一般会計の歳出の状況についてです。

第17表は、歳出款別決算額対前年度比較表で、第18表は歳出款別財源構成対前年度比較表です。

款別の大きな増減要因は、2款 総務費で役場庁舎改修事業及び産業・地域振興センター整備事業完了による減、3款 民生費でグループホーム支援事業完了による減、4款 衛生費で医療技術職員住宅整備事業に係る診療所特別会計繰出金の増、6款 農林水産業費で幌延西部地区草地畜産基盤事業による増、9款 消防費で問寒別分遣所整備事業完了による減です。

23ページをご覧ください。

第19表及び第20表は、性質別経費の決算状況です。

消費的経費については、問寒別分遣所整備事業に係る北留萌消防組合負担金の減などにより前年度対比で10.7%の減となり、投資的経費は役場庁舎改修事業等の完了やふるさとの森森林公園改修事業などにより5.6%の減となりました。

24ページをお開きください。

第21表は、経常収支比率の推移です。

下の網掛け、歳出合計欄をご覧ください。平成30年度の比率は83.2%で、町村で妥当と言われている70%を超えております。平成26年度の80.0%と比較しますと3.2ポイント増えていますが、これは物件費や維持補修費の比率が増加したことが主な要因です。

25ページをご覧ください。

第22表は、事業別の町債現在高です。

平成30年度末現在高は、前年度末現在高より3億885万1千円減少して、36億5,022万4千円となりました。

26ページをお開きください。

第23表は、借入先別の町債現在高です。

第24表及び第25表は、投資的経費の推移等についてです。

投資的経費の大部分である普通建設事業費は、平成30年度は、幌延西部地区草地畜産基盤整備事業、ふるさとの森森林公園改修事業、橋梁長寿命化改修事業、道営畑地帯総合整備事業等により、10億5,691万9千円となり、歳出全体に占める普通建設事業費の割合は、20.6%となりました。

27ページをご覧ください。

第26表は、債務負担行為の負担状況の内訳です。

平成31年度以降、支出を予定している債務負担行為の総額は3,280万7千円で、その内訳は、農業経営等に係る利子補給として719万4千円、酪農支援対策事業補助として2,285万5千円、新規就農者支援事業補助として995万2千円となっております。

28ページ、29ページをお開きください。

第27表は、特別職を含む全会計の職員の人件費の状況です。

職員総数は98人で、人件費総額は7億7,225万6千円です。

前年度と比較すると、職員は一般事務職及び技術職の退職などにより3名減となり、人件費総額は204万8千円の減となりました。

30ページをお開きください。

第28表は、社会保障財源化分の地方消費税交付金2,033万9千円が充てられた社会保障施策等に要する経費の状況です。30年度は、社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費の総額9億8,323万円のうち、社会福祉施策に1,081万6千円、社会保険施策に335万5千円、保健衛生施策に616万8千円が充てられました。

31ページからは、特別会計歳入歳出決算の概要です。

第29表は、診療所特別会計の状況で、歳入決算額は、4億628万9千円、歳出決算額は、4億628万3千円で、前年度対比26.1%の増となりました。

歳入のうち、一般会計繰入金は2億8,398万1千円で前年度より8,495万4千円、42.7%増加しました。これらは、医療技術職員住宅整備事業による増加が主な要因です。

歳出総額に占める料金収入等の割合は30.1%です。

1日平均の入院患者数は7.1人で、前年度より0.3人増加しました。また、1日平均の外来患者数は62.1人で、前年度より0.4人減少しました。

32ページをお開きください。

第30表 国民健康保険特別会計の状況についてです。

国民健康保険につきましては、制度の安定化等を図るため広域化され、平成30年度から都道府県が国保の運営に中心的役割を果たす仕組みに変わったことに伴い、歳入歳出の科目の一部が前年度と異なっていることをご承知おきください。

歳入決算額は3億1,067万3千円で、前年度対比11.3%の減となり、歳出決算額は、2億8,696万9千円で、前年度対比5.6%の減となりました。

歳入のうち、保険税は7,490万円で前年度対比9.7%の減です。他会計繰入金は2,505万3千円で前年度より67万8千円、2.8%増加しました。

歳出のうち、保険給付費は、前年度対比9.0%増の1億4,733万5千円となりました。

33ページをご覧ください。

国保への加入状況は、平成30年度末で346世帯、605人でした。

一番下の表の受診率は108.8%と前年度より1.9%減り、被保険者一人当たりの保険料現年度調定額12万3,360円に対し、療養諸費は24万3,529円で、前年度と比べ2万944円増加しました。

34ページをお開きください。

第31表、後期高齢者医療特別会計の状況についてです。

歳入決算額は、5,389万6千円で、前年度対比10.4%増加しました。うち保険料が1,639万8千円、繰入金は3,744万5千円で、前年度より382万6千円、11.4%増加しました。

歳出決算額は、5,386万9千円で、うち総務費が706万5千円、広域連合納付金が4,674万1千円です。

年度末の被保険者数は、366人で、前年度末と比較して10人の減少でした。

35ページをご覧ください。

第32表 介護保険特別会計の状況についてです。

先に、保険事業勘定です。

歳入決算額は、2億3,912万3千円で、前年度対比4.0%の減となりました。うち保険料は、4,095万7千円で、前年度対比11.4%の増です。一般会計からの繰入金は、6,133万円で前年度より959万5千円、18.5%増加しました。

歳出決算額は、2億2,180万7千円で、前年度対比6.7%の減となり、うち保険給付費は、前年度対比8.5%減の1億6,511万8千円となりました。

次に、介護サービス事業勘定です。

歳入決算額及び歳出決算額は同額で、788万7千円、前年度対比6.6%の増となりました。歳入のうち、一般会計繰入金は619万2千円で、前年度より55万3千円、9.8%増加しました。

36ページをお開きください。

年度末の第1号被保険者加入者数は、654人で、前年度末と比較して9人の増加でした。

保険給付費の給付状況では、介護予防サービスに係る件数は101件、22%増加したものの、介護サービスとともに給付額が、前年度より減少しました。

居宅介護及び介護予防サービス計画の作成件数は190件で、前年度と比較し半減しました。

37ページをご覧ください。

第33表、簡易水道事業特別会計の状況についてです。

先に、収益的収支です。

収入決算額は、4,905万2千円で、前年度対比0.2%の増となりました。うち給水収益は4,461万5千円で0.6%の増、給水戸数は50戸減少して1万2,566戸です。また、施設の利用状況を表す有収率は95.57%で、前年度より0.37ポイント増えました。

一般会計繰入金は3千円です。

支出決算額は、3,365万8千円で、前年度対比17.5%の減となり、収益的収支の差引は、1,539万4千円で、前年度対比88.2%の増となりました。

次に、資本的収支についてです。

収入決算額は、352万5千円で、前年度対比66.1%の減となり、一般会計繰入金は

前年度より357万5千円減少して、352万5千円でした。

支出決算額は、996万7千円で、前年度対比30.1%の減となりました。

資本的収支の差引は、644万2千円のマイナスです。会計全体では、895万2千円の黒字で、前年度対比107.4%の増です。このうち556万2千円は、基金に積み立てており、収支合計は339万円の黒字、前年度対比10.5%の増となりました。

39ページをご覧ください。

第34表 下水道事業特別会計の状況についてです。

先に、収益的収支です。

収入決算額は、9,350万7千円で、前年度対比13.4%の増です。

営業収益のうち、下水処理収益は3,518万4千円で0.8%の増でした。一般会計繰入金は5,496万円で、前年度より1,744万7千円、46.5%増加しました。

支出決算額は、9,346万7千円で、前年度対比13.5%の増となりました。

次に、資本的収支です。

収入及び支出決算額は同額で、6,448万6千円。前年度対比35.3%の減です。

収入のうち、一般会計繰入金は4,611万4千円で前年度より966万円、17.3%減少しました。

支出決算額では、建設改良費が合併処理浄化槽1基の整備、下水道管理センター水処理設備の更新など2,459万4千円で、前年度対比59.9%の減となりました。

会計全体での収支合計は4万円の黒字となりました。

40ページをお開きください。

平成30年度末の町債現在高は4億984万円です。

年度末の接続戸数は前年度より14戸増え、922戸、年間総処理量では0.2%の減、水洗化率は95.82%、合併処理浄化槽設置基数は130基となっております。

41ページから43ページまでは、普通会計での決算の状況を示しております。

43ページの第37表は、普通会計での財政指数の状況です。

経常収支比率は、87.7%で、前年度より3.6ポイント増え、

財政力指数は、23.3%で、前年度より0.3ポイント増え、

実質公債費比率は、10.0%で、前年度より1.6ポイント減りました。

44ページ以降につきましては、平成30年度の主な事業の概要とその成果及び課題を整理しております。

質疑の参考にしていただければ幸いです。

以上、平成30年度幌延町一般会計及び各会計決算の概要を申し上げまして、認定第1号から第7号までの提案理由といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

お諮りします。

本案は、議員全員をもって構成する「平成30年度幌延町各会計決算審査特別委員会」を設置の上、これに付託して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、議員全員をもって構成する「平成30年度幌延町各会計決算審査特別委員会」を設置の上、これに付託して審査することに決定しました。

第1回特別委員会は、委員会条例第7条第1項の規定に基づき、議長において招集することとし、委員長、副委員長の互選を行います。

なお、委員会条例第7条第2項の規定に基づき、臨時委員長は年長者の議員が行うこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。

ここで、暫時休憩します。

(15時19分 休憩)

(15時25分 開議)

休憩を解いて、会議を再開します。

お諮りします。

この際、日程第13 報告第1号「平成30年度決算に基づく幌延町財政健全化判断比率の報告について」及び日程第14 報告第2号「平成30年度決算に基づく幌延町公営企業会計資金不足比率の報告について」の2件は関連がありますので、会議規則第37条の規定に基づき、一括議題としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、報告第1号及び報告第2号を一括議題といたします。

報告第1号及び報告第2号について、提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 藤井和之君

ただいま、一括議題となりました報告第1号「平成30年度 決算に基づく幌延町財政健全化 判断比率の報告について」、報告第2号「平成30年度決算に基づく幌延町公営企業会計 資金不足比率の報告について」の提案理由を説明申し上げます。

健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、監査委員の意見をつけ、議会へ報告するものです。

報告第1号の財政健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標の総称で、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するための指標です。

平成30年度決算に基づく、実質赤字比率は、一般会計と診療所特別会計を合わせた、一般会計等の実質赤字額が、標準財政規模に占める割合を表したのですが、実質赤字額が発生していませんので、該当ありません。

連結実質赤字比率は、町の全会計の実質赤字額が、標準財政規模に占める割合を表したのですが、こちらも実質赤字額が発生していませんので、該当ありません。

次に実質公債費比率は、一般会計等で負担する地方債の元利償還金等が、標準財政規模を

基本とした額に占める割合の3ヵ年平均で、平成28年度から30年度までの平均は10.0%になり、前年度と比較すると1.6%低下しています。

この要因は、平成22年度に実施した大型事業の財源として借り入れた過疎債などによる元利償還金のピークだった平成27年度分の比率が、平成29年度をもって3年経過したことにより、平成30年度の直近3ヵ年から、平成27年度分の比率が除かれたためです。

将来負担比率は、一般会計等の地方債残高、債務負担行為の支出予定額、退職手当に係る負担見込額、一部事務組合に係る地方債償還負担見込額など、一般会計等で将来負担すべき実質的な負債が、標準財政規模を基本とした額に占める割合を表したのですが、将来負担すべき負債がありませんので、該当ありません。

4つの指標の下段にある括弧書きの数値は、早期健全化基準で、基準以上になると財政健全化計画の策定が義務付けられますが、本町の数値は基準を下回っていることから、財政健全化計画策定の対象にはなりません。

次に報告第2号の資金不足比率につきましては、公営企業会計ごとの資金不足額が、事業規模に占める割合を表したもので、経営状態の悪化度合いを示す指標となります。本町では、簡易水道事業と下水道事業の2つの特別会計が対象になります。

平成30年度の資金不足比率については、2つの会計ともに資金不足額が発生していませんので、該当ありません。

資金不足比率の下段にある括弧書きの数値は、経営健全化基準で、基準以上の数値になると、経営健全化計画の策定が義務付けられますが、本町の数値は基準を下回っていることから、経営健全化計画の策定の対象にはなりません。

健全化判断比率と資金不足比率は、基準を下回り、健全な財政状態が保たれていますが、これからも健全な財政運営に努めるとともに、町広報誌やホームページなどで、町民の皆さんに町の財政状況や健全化判断比率等の指標を公表いたします。

以上、報告第1号及び報告第2号についての提案理由の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

ただいま議題となっております、報告第1号及び報告第2号は、報告済みとします。

ここで15時45分まで休憩します

(15時31分 休 憩)

(15時45分 開 議)

休憩前に引き続き会議を再開します。

お諮りします。

この際、日程第15 同意第1号「教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」及び日程第16 同意第2号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の2件は、関連がありますので、会議規則第37条の規定に基づき、一括議題としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、同意第1号及び同意第2号を、一括議題といたします。

同意第1号、同意第2号について、提案理由の説明を求めます。

町 長 野々村 仁 君

ただいま一括議題となりました、同意第1号及び第2号について提案理由を申し上げます。

このたび上程されました同意第1号は、教育長の任命、同意第2号は、教育委員の任命についてであります。これらの提案は、教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項、及び第2項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

同意第1号及び第2号の教育長及び教育委員については、来る9月30日をもって任期満了となります。

初めに、同意第1号は、現在の教育長であります、木澤瑞浩氏を再度選任いたしたく提案するものです。

木澤氏の住所は、幌延町字北進433番地1、生年月日は昭和35年10月13日で満58歳です。

木澤氏につきましては、昭和63年3月に明星大学を卒業後、教諭となり、平成元年4月から平成8年3月まで幌延町立問寒別小中学校に勤務した後、社会教育主事や教頭として経験をお積みになり、その後、北海道教育庁生涯学習推進局生涯学習課において、社会教育主幹として勤務されるなど、学校教育と社会教育の両面に精通された方であり、現在、その知識、経験を生かし、平成27年から教育長としてその職務を担っております。

次に、同意第2号についてですが、現委員であります尾内幸男氏から、本9月30日の任期満了をもって退任したい旨の申し出がありました。

平成17年7月から、長年にわたり、教育委員としてご尽力を賜りましたことに、この場を借りて感謝を申し上げます。

このたび、新たな教育委員として、前田雅信氏を任命いたしたく、議会の同意を求めます。

前田氏の住所は幌延町字問寒別605番地、生年月日は昭和36年9月20日で、満57歳であります。

前田氏は酪農学園短期大学をご卒業後、しばらくは民間の会社にお勤めされ、平成16年から家業である酪農を継ぎ、本町の基幹産業の担い手として日々研鑽と努力をされ、営農活動を行っているほか、町内会活動にも積極的に携わっております。

また、平成28年12月からは、民生委員として、社会奉仕の精神を持ち、常に住民の立場に立って相談に応じるとともに、必要な援助を行って、社会福祉の増進に勤めておられます。

地域から信望も厚く、これまで培われた知識や経験を元に、幌延町の教育の発展に御尽力いただけるものと考えております。

なお、任期につきましては、教育長は令和元年10月1日から令和4年9月30日までの

3年間。教育委員は令和元年10月1日から令和5年9月30日までの4年間であり、今後ますます多様化する教育行政にその手腕をいかんなく発揮していただけるものと確信しておりますので、ご同意のほど、お願い申し上げ、同意第1号及び同意第2号の提案理由の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、同意第1号及び同意第2号は、討論を省略し、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第17 議案第1号「幌延町東ヶ丘スキー場設置条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

議案第1号について、提案理由の説明を求めます。

教育次長 伊 藤 一 男 君

議案第1号「幌延町東ヶ丘スキー場設置条例の一部を改正する条例の制定について」提案理由を申し上げます。

この度の改正につきましては、これまで、幌延町産業共進会場の管理棟として使用してまいりました施設を、改修工事後、幌延町東ヶ丘スキー場の管理棟として使用することに伴い、所管が産業振興課から教育委員会に変更となることから、条文の改正及び使用料の追加、併せて、町外の小中学校が授業等でスキーリフトを使用する際の料金を設定するため、改正するものであります。

お手元の新旧対照表をご覧ください。

第1条では、「東ヶ丘スキー場」を、本条文、以下スキー場等と表記することに改め、第2条では、スキー場等の名称及び位置に管理棟を加えております。

第3条の後に、新たに、第4条として、管理棟の使用許可について明記し、第2項では、使用に関し、管理運営上必要があるときは条件を付することができるものとしております。

改正前の第4条使用者の遵守事項を第9条とし、以下、1条ずつ繰り下げております。

次に、別表ですが、別表2スキーリフト使用料では、備考2の後ろに新たに3として、町外の小中学校が利用する際の使用料を設定しております。

別表2の後ろに別表3として、管理棟の使用料を新たに明記し、備考では、暖房料や町外利用者の利用料を、他の社会教育施設と同様に謳っております。

附則として、この条例は、公布の日から施行する旨、規定しております。

以上、議案第1号の提案理由といたします。

議長 高橋秀之君

これより、質疑を行います。

7 番 西澤裕之君

管理棟が産業振興課の所管から、教育委員会に所管変えをするということで、利用料金等が定められておりますけれども、私が住民の方に説明していたときには、これまでどおりの内容で利用できますよというような説明をさせていただいておりました。実際、この利用料金、使用料に関しては、従前の使用料とちょっと違ってきております。所管変えをして、担当所管の考え方で使用料が出されたものとは思いますが、この考え方について説明願います。

教育次長 伊藤一男君

西澤議員のご質問にお答えいたします。

管理棟の料金に関しましては、過去3年の利用実績、それから利用形態等を比較し、それと今回、社会教育施設ということですので、他の社会教育施設との整合性を図るために、時間についても設定させていただきました。

料金についても、これまでの料金と若干、上げさせていただいておりますけれども、施設が新しくなるということと、それと水洗化等によりまして、利便性が著しく向上しておりますので、その部分で若干、料金は上げさせていただきます。

ただ、本条例の改正に伴いまして、管理棟につきましては、規則のほうも改正しておりますので、規則のほうで減免規定をほかの社会教育施設同様に適用させるということになりますので、実質ですね、町内会、こども会等については、減免規則適用すると今までよりも安くなるというようなことになります。

残念ながら個人使用とかの場合は上がってしまうんですけれども、それと今までは旧共進会場の管理棟の時は、1日単位の単価だったんですけれども、今回、利用形態等調べてみますと、なかなか4時間を超えて使用するような部分もなかったもので、その部分はそれほど町内の方が利用する分にはそれほど影響が出てこないのかなということで考えて、この金額に設定しております。よろしく願いいたします。

7 番 西澤裕之君

よくわかりました。

ただ、今までの使用だと、確かに減免も適用しつつ、先ほど言われてる町内会等の利用に関してはほぼ減免をして、実質0円というような話を聞いておりますが、その辺の確認をした上で、町内会等は0円でいけるのかどうか。もう一度確認させてください。

教育次長 伊藤一男君

お答えいたします。

減免規定を適用させますと、町内会、こども会等については免除という形になりますので、ゼロということになります。

それとあと、社会教育団体等だと7割減免、それから一般の課とかですね、課内とか会社のレクとかっていうと5割減免というようなことで、一般社会教育施設の減免規定ですと、こども会町内会についてはかからないというようなことになりますので、今までと同様使っただけのかなと思っております。

7 番 西 澤 裕 之 君

よくわかりました。ありがとうございます。

あと1点だけ。使用料のところに關してもう1点ですね。別表、第7条關係の1、スキー場使用料は無料というふうになっておりまして、昨今冬のイベント等を行う上では町の方針としては、民間の団体で、そういうものを進めていただきたいというような方向の流れかと思っております。

私が実際に経験しているところでは共進会場のところのイベントを行ったときは、使用料が設定をされていて、なおかつ、減免を受けれて、テントのところの部分だけの使用料というところで、イベントを行っていたという経験がございます。

スキー場、及びリフトを使用してのイベントなんかを想定したときに、従前からスキー場の使用料は無料なので、そのまま改正してもそのまま無料ということなんですけれども、そういう、いろんなことを想定しての条例案だと思うんですけども、そういうイベント等でスキー場を使用する際は、一応、無料の貸出しで、今までどおりという案でよろしいんでしょうか。

教育次長 伊 藤 一 男 君

スキー場に関しましては、今までどおりの何ら変更ございませんので、よろしくお願いたします。

4 番 無量谷 隆 君

4番 無量谷です。

スキー場という範囲はどこら辺までいうのかが一つと、一応今まで産業共進会場っていう形で使っていたんですけど、産業共進会場として、今後も無料として使えるのか、使えないか。

それと、今までに結構、共進会場をデモの集会の場所っていうような感じで、利用してたかと思っております。そういう取り扱いについては、どのように考えておりますか。

教育次長 伊 藤 一 男 君

議員のご質問にお答えいたします。

管理棟の部分については、教育委員会の所管ということで、今回、条例を上げさせていただいております。管理棟以外の部分については、共進会場ということで、平地の部分ですね。共進会場のほうで、今までどおりの料金体系でやっていくというふうに確認は取れておりますが、デモ等については、その共進会場のほうで、申請という形になろうかと思っております。管理棟を使う場合は、うちのほうに申請していただくという形になろうかと思っております。その場合については、この料金体系に沿いまして、町外利用の料金を管理棟のほうはいただくという形になろうかと思っております。よろしくお願いたします。

4 番 無量谷 隆 君

そうすると今の平らな駐車場というか、建物建ってない部分は共進会場という取扱い、あるいは、今の共進会場にある牛の係留施設も一応、今まで通りっていうような感じで考えてよろしいですか。

産業振興課長 山 本 基 継 君

今回、管理棟だけの所管変えですので、広場、パドック、係留施設等については、これまでどおり使用することになりますので、よろしくをお願いします。

議 長 高 橋 秀 之 君

ほかにありませんか。

2 番 斎 賀 弘 孝 君

細かいことで申しわけありません。

このスキー場のところをスキー場等々にするんでこの条例の1番上の題目ですね、幌延町東ヶ丘スキー場設置条例。ここもスキー場等設置条例に修正しなくていいのかどうか。1点伺います。

それともう1点は、その管理棟なんですけど、管理棟はスキー場がオープンしているときは、管理棟の暖房というのはいつも入ってるんですかね。朝から晩まで。子ども等がトイレ行ったときに寒いから、ちょっとそこの暖房利用する、お昼ご飯食べるときにそこの管理棟を利用する。そういったことぐらいの範囲の中だったら、許されることなんですか。

教育次長 伊 藤 一 男 君

管理棟の暖房につきましては、今度新しくなるところについては、トイレの暖房と休憩するところの暖房は別々になってますので、寒くないような形で運営していきたいと考えております。

条例の関係だったんですけれども、東ヶ丘スキー場のところに今回の改正は、東ヶ丘スキー場の設置条例ということで、このスキー場の中に管理棟を組み込むという形ですので、東ヶ丘スキー場という名称はそのまま、ここに等はつけないということで、よろしくお願いたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第1号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

この際、日程第18 議案第2号「幌延町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」及び日程第19 議案第3号「幌延町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」の2件は、関連がありますので、会議規則第37条の規定に基づき、一括議題にしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第2号及び議案第3号を、一括議題とします。

議案第2号及び議案第3号について、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長 村上貴紀君

ただいま、一括議題とされました、議案第2号「幌延町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第3号「幌延町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由を申し上げます。

この度、児童福祉法に規定する、家庭的保育事業等及び放課後児童健全育成事業それぞれの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が平成31年3月29日に公布となったことから、関連する町条例を改正するものであります。

議案第2号の家庭的保育事業等とは、仮定的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業を言い、この条例により、その設備、運営に関する基準を定めております。

この度の改正は、これらの基準の一部に改正があったことによるもので、家庭的保育事業者等が、集団保育体験や保育内容に関する支援、当該保育の提供終了後の継続的な教育又は保育の提供等について、連携協力を行う保育所、幼稚園、認定こども園の適切な確保に関して、確保が著しく困難であると町が認めた場合の免除及び猶予規定の追加や、食事の提供の特例及び経過措置に関する規程の追加などが主な改正点であります。

町の条例は、国の基準どおりの基準で条例を定めておりますので、一部改正つきましても、改正された国の基準どおりに改正しようとしております。

続いて、議案第3号ですが、放課後児童健全育成事業とは、放課後児童クラブのことで、その設備、運営に関する基準を定めております。

この度の改正は、国で定める基準の一部に改正があったことによるもので、放課後児童支援員認定研修に指定都市の長が行う研修を加える改正であります。

町の条例は、国の基準どおりの基準で条例を定めておりますので、一部改正つきましても、改正された国の基準どおりに改正しようとしております。

なお、これらの条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用することとしております。

以上、議案第2号及び議案第3号の提案理由といたします。

議長 高橋秀之君

これより、質疑を行います。ありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第2号及び議案第3号は、討論を省略し、原案のと

おり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

この際、日程第20 議案第4号「幌延町認定こども園設置条例の一部を改正する条例の制定について」及び日程第21 議案第5号「幌延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」の2件は、関連がありますので、会議規則第37条の規定に基づき、一括議題にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第4号及び議案第5号を、一括議題といたします。

議案第4号及び議案第5号について、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長 村上 貴 紀 君

ただいま、一括議題とされました、議案第4号「幌延町認定こども園設置条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第5号「幌延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由を申し上げます。

この度の改正は、本年10月1日から実施することとされた、幼児教育・保育の無償化の観点から、市町村の確認を受けた施設等の利用に関し、新たな給付制度を創設する等の措置を講ずるための、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が公布となったことなどから、関連する町条例の一部を改正しようとするものであります。

はじめに、子ども・子育て支援法の一部改正の概要でございますが、基本理念に、子どもの保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものとする旨が追加されるほか、子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の確認を受けた施設を対象とした、子育てのための施設等利用給付が創設されます。これに伴い、子どものための教育・保育給付に関わるものと、子育てのための施設等利用給付に関わるものの区別のため、支給認定、支給認定保護者、支給認定子どもといった、子どものための教育・保育給付に関わる用語が、教育・保育給付認定、教育・保育給付認定保護者、教育・保育給付認定子どもにそれぞれ改められることとなりました。

また、子ども・子育て支援法の一部改正と併せ、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が令和元年5月31日に公布となったことから、町の基準を定める条例の一部改正が必要となったものであります。

はじめに、議案第4号 幌延町認定こども園設置条例の一部改正につきましては、子ども・子育て支援法の一部改正において、子どものための教育・保育給付に関わる用語が改め

られたことにより、第7条第1項第4号中の支給認定を受けている子どもを教育・保育給付認定子どもに改正するものであります。

続いて、議案第5号ですが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業とは、認定こども園、幼稚園、保育所、及び児童福祉法に定める各種保育関連事業等のことで、その設備、運営に関する基準を定めております。

この度の改正は、特定地域型保育事業者等が、特定地域型保育の適正かつ確実な実施、及び必要な教育・保育が継続的な提供について協力連携を行う保育所、幼稚園、認定こども園の適切な確保に関して、確保が著しく困難であると町が認めた場合の免除及び確保義務の緩和についての規定の追加や、食事提供に関する費用の取扱規定の追加、子ども・子育て支援法の一部改正において、子どものための教育・保育給付に関わる用語が改められたことによる、用語の改正などが主な改正点であります。

町の条例は、国の基準どおりの基準で条例を定めておりますので、一部改正つきましても、改正された国の基準どおりに改正しようとしております。

なお、これらの条例は、令和元年10月1日から施行することとしております。

以上、議案第4号及び議案第5号の提案理由といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第4号及び議案第5号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第6号「幌延町森林環境譲与税基金条例の制定について」の件を議題とします。

議案第6号について、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長 山 本 基 継 君

議案第6号「幌延町森林環境譲与税基金条例の制定について」提案理由を申し上げます。

本条例は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が平成31年2月29日公布、一部の規定を除き、同年4月1日に施行され、市町村及び都道府県が実施する森林の整備と、その促進に関する施策の財源として森林環境譲与税が創設され、今年度から譲与が始まることから、法に基づき、本税を適正に管理し、森林の整備に関する施策の財源に充てるため基金の基金設置の目的、積立額、基金の使用や現金の管理について必要な事項を定めようとするものです。

まず、第1条では、基金設置の目的について定め、本町における間伐や、担い手の確保等

に関する森林整備と、その促進に必要な財源の経費の財源に充てるため基金を設置することとしております。

第2条では、積立額について定め、基金への積立額は、国から本町に譲与される森林環境譲与税の額に基づき予算において定めることとしております。

第3条では、基金の使用について定め、基金は、第1条で定める森林整備等の事業に要する経費に充てるため、使用することとしております。

第4条では、現金の管理について定め、基金に属する現金は金融機関への預金、その他最も確実有利な方法により保管することとしております。

第5条では、運用益金の処理について定め、基金の運用から生じる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上し、基金に編入するものとしております。

第6条では、繰替運用等について定め、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻の方法、期間及び利率を定め、基金に属する現金を歳出現金に繰り替えて運用し、歳入に繰り入れて運用することができるものとしております。

第7条では委任について定め、この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し、必要な事項は町長が定めることとしております。

最後に附則ですが、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上、議案第6号の提案理由といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。ありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第6号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第7号「平成31年度 幌延町一般会計補正予算(第3号)」の件を議題とします。

議案第7号について、提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 藤 井 和 之 君

議案第7号「平成31年度 幌延町一般会計補正予算(第3号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

この度の補正予算につきましては、幼児教育、保育の無償化、問寒別地区の移住促進住宅整備、上幌延開進地区の農業用水道施設改修、問寒別除雪センター整備事業の実施期間の変更、除雪車運行管理システムの導入に係る所要額などに対応するための予算を計上しております。

1 ページをお開きください。

第1条第1項 歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算それぞれ2,702万9千円を追加し、歳入歳出それぞれの予算総額を50億9,467万8千円にしようとするものです。

第2項第1表 歳入歳出予算補正の主な内容についてご説明いたします。

2 ページをお開きください。

はじめに、歳入についてですが、9款 地方特例交付金581万円の増、12款 分担金及び負担金634万5千円の減、19款 繰越金4,202万5千円の増、21款 町債1,910万円の減などで、歳入合計2,702万9千円の増額補正です。

次に3ページの歳出ですが、2款 総務費3,167万円の増。

3款 民生費266万1千円の増、6款 農林水産業費369万8千円の増、8款 土木費1,573万1千円の減などで、歳出合計2,702万9千円の増額補正です。

第2条継続費ですが、4ページをお開きください。

問寒別除雪センター整備事業は、問寒別地区の除雪機械増強により格納庫が不足している現状を解消するため、今年度中に新たに車庫棟を整備する予定で進めていましたが、建設資材の調達が困難なため単年度での整備が見込めなくなりましたので、平成31年度から令和2年度までの2ヵ年計画とし、総額は6,370万9千円。年割額を平成31年度は2,172万6千円、令和2年度は4,198万3千円の継続費を設定するものです。

第3条地方債の補正ですが、6ページをお開きください。

問寒別除雪センター整備事業は、第2条継続費で説明しましたとおり、事業期間の変更により、地方債限度額4,160万円を2,160万円に、個別排水処理施設整備事業は、新たに整備する問寒別地区移住促進住宅に合併処理浄化槽を設置することにより、地方債限度額310万円を400万円に補正することとし、地方債限度額の合計は8億6,270万円が8億4,360万円になります。

以下、歳入歳出の順で、補正予算の主な内容について説明いたします。

14ページをお開きください。

1款1項1目 議会費では、議会議員全員による道外研修に係る旅費152万6千円の増です。

2款1項2目 自治振興費の情報通信施設運営事業では、一般国道40号幌延町天塩防災工事に係る電柱添架移施設業務委託料311万5千円の増、移住促進住宅整備事業では、問寒別地区の住宅確保を図るため旧教員住宅を活用して、移住促進住宅改修工事2,701万6千円の新規計上です。

16ページをお開きください。

7目 企画費の公共交通対策管理費では、JR北海道に対する緊急的かつ臨時的な支援に係る市町村支援金として、宗谷本線活性化推進協議会への負担金85万1千円の増、地域おこし協力隊運営事業では、令和2年度採用に向けた地域おこし協力隊の募集に要する経費48万3千円の増です。

3款1項4目 障害者福祉費では、過年度分の障害者介護給付訓練等給付費等の精算に係

る国道支出金の返還金240万5千円の増です。

18ページをお開きください。

4款1項5目 保健施設費では、保健福祉課保健グループが保健センターから役場庁舎に執務場所を変更することにより、10月以降の保健センター等の施設管理に係る所要額65万4千円の増です。

6款1項6目 農地開発費の上幌延開進地区農業用水道施設改修事業では、道営畑地对総合整備事業で実施している農業用水道施設の配水管から各戸への給水管敷設に係る調査設計等に要する経費358万6千円の新規計上です。

20ページをお開きください。

8款2項1目 道路維持費の道路維持管理費では、除雪業務に係る事務の効率化を図るため、GPS端末を活用した除雪車運行管理システムの導入に要する委託料306万2千円の新規計上。問寒別除雪センター整備事業は、第2条継続費で説明しましたとおり、事業期間の変更により、2,017万円の減です。

22ページをお開きください。

8款3項2目 下水道費では、新たに整備する問寒別地区移住促進住宅の合併処理浄化槽設置に要する経費に対して、下水道事業特別会計の繰出金80万7千円の増です。

10款5項2目 学校給食費では、経年劣化による故障が見受けられる給食運搬車及び電気温水器の修繕料62万1千円の増です。

次に歳入ですが、次10ページをお開きください。

9款2項1目 子ども子育て支援臨時交付金では、10月以降の幼児教育、保育の無償化による減収分の補填財源として、子ども子育て支援臨時交付金581万円の新規計上です。

2款1項1目 民生費負担金では、児童福祉施設を利用する保護者からの負担金で、10月以降の幼児教育、保育の無償化により、認定こども園が572万4千円の減、へき地保育所が62万1千円の減です。

16款2項3目 有価証券売払収入では、国が道内7空港の一括運営委託を進めていることから、町が保有する稚内空港ビル株式会社の20株を譲渡益として有価証券売払収入、130万7千円の新規計上です。

19款 繰越金では、収入不足の財源として、繰越金4,202万5千円の増です。

平成30年度からの繰越金については、繰越明許費分を除いた純繰越金が2億538万円になったことから、繰越金の現行予算額と今回の補正財源を除きますと、6,969万2千円が今後の補正に備えた留保財源になります。

20款5項1目 雑入では、歳出で説明しました、情報通信施設運営事業の一般国道40号幌延町天塩防災工事に係る電柱添架移設に対して、光ケーブル移設補償費311万5千円の増です。

12ページの21款 町債につきましては、第3条地方債の補正で説明しておりますので、省略いたします。

以上、議案第7号「平成31年度 幌延町一般会計補正予算（第3号）」の提案理由といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳出一括、歳入一括、総括の順序で行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳出一括の質疑を行います。

2 番 齋 賀 弘 孝 君

15ページの移住促進住宅整備事業なんですけども、ほかの建設管理課だと、いつも図面を用いてですね、どこにつくって、どういう仕様であるかという説明があるんですけども、今回の場合は金額だけの提示なんですけども、どこにどのような形のものをつくられるのか、詳しく教えてください。

企画政策課長 藤 田 秀 紀 君

図面を用意しなかったとかというのは、ちょっと配慮が足りなかったのかもしれないんですけども、元々、教員住宅を使っていたところを、先ほど総務課長の説明でもありましたけれども、その1棟2戸を改修して、移住定住の促進住宅にしたいというような中身でございます。

面積については、1棟2戸で102.06平米ということでございます。

2 番 齋 賀 弘 孝 君

詳しく教えてくださいということだったんですけども、最近体育館の裏に出来た1棟2戸の道の予算でつくった移住促進住宅と同じような造りになるんですか。無落雪だとか、片方の家には電化製品揃えとか。

先ほどの説明では、問寒別地区の住宅確保のためという説明があったんですけど、仕様についてですね、屋根とかどういうふうになるのか。

企画政策課長 藤 田 秀 紀 君

基本的な仕様は全く変わらないです。

今ある1棟2戸の教員住宅の内部、屋根も直しますけれども、内部を改修するということですから、新たに例えば無落雪にするだとか、新たな住宅を建てるとかということではございません。

2 番 齋 賀 弘 孝 君

私が言いたかったのは、道の費用でつくっていただいた移住促進住宅だと、ああいう感じで作られると、住んでる方が大変ご苦労なさっていて、もう冬になると雨漏りばかりだと。これは、担当課のほうに私も言ったんですよ、現場を見てほしいと。この住宅で人住んでるけども気の毒だと。だから、ああいうふうにはつukらないで、もうちょっと中身をきちんと考えてつくってほしいので、図面とかがあれば質疑応答できるのかなと思ひ、お話しした次第です。

あと、問寒別地区の住宅確保のためというんですから、普通の公営住宅と同じでね、縛りがなくて、住みたいという人は誰でも住めるような、名前は移住促進住宅だけど、住む方は、

住宅に困ってる人、問寒別地区の住宅の確保のためということですから、住んで良いということなのか。3点目にお伺いします。

それと明年ですね、問寒別の学校の先生の教員住宅は、教育委員会のほうでつくる予定があるのかなのか、お伺いしたいと思います。教員住宅の先生も、住宅困ってるし、現在問寒別の中学校に教員通っている状況です。よろしくお願いします。

企画政策課長 藤田 秀紀 君

すいません。仕様としましては、前年度、昨年度ちょっと忘れちゃったけれども、前に教員住宅を補修した、移住定住住宅の仕様と同じような中身で改修するっていうことです。

今、議員からご指摘のあった、前直したやつ雨漏りでひどいですよっていう状況については、申しわけございませんけれども、今の段階では、ちょっと私のほうで把握してなかったんですけども、ただ、内部を改修したりっていうことですから、それなりに快適には住めるようになるのではないかなと思ってます。

後段の、問寒別の地区の人もっていう話ですけども、現在、私どもで要求したのは、来年度、地域おこし協力隊2名を採用する予定なんですけれども、現在の移住住宅が短期の部分は若干は空きがあるんですけども、移住用の住宅の確保ができないというようなことで、何とか地域おこし協力隊2名、まだ具体的に誰ということは決まってませんけれども、今、これからちょっと補正予算の中身にもなってきますけれども、いろんなところに行って、何とか、その2名を確保したいというようなことなんですけれども、その2名を確保したところで、住む所がないというようなことですので、今回お願いして何とか2名を確保しますので、その住む場所を何とか確保したいという思いで、今回補正で上げさせていただいたというようなことでございます。

議員ご指摘があったのは、問寒別に住む人が新しい住宅がないというのは、議論の中で、いろいろと町長も心配されてるっていうことはわかりますけれども、今後の移住住宅のニーズですとか、今入ってる人たちがどうなんだっていうようなことを勘案しながら、また町長と相談していきたいというようなことは考えております。

教育次長 伊藤 一男 君

齋賀議員のご質問にお答えいたします。

教員住宅の関係につきましては、今、議案に上がっている住宅については、元々、今空いている住宅1棟2戸ということでございますので、次年度以降につきましては、また児童生徒の関係でですね、人数の関係で定数等もちょっと、若干減っていくようなところがありまして、住宅の状況も大分古くなってはきておりますけれども、定数の増減の空き状況を見ながら、古い住宅は改修等をしながら、また、建替え等についても今後ですね、検討していきたいと思っております。現状、住宅自体は足りておりますので、よろしくお願いします。

議長 高橋 秀之 君

ほかにありませんか。

2 番 齋賀 弘孝 君

教育委員会ですから、現在の生徒と来年入ってくる生徒、もう一度計算してほしいなと思います。来年は1人卒業して3人も入ってくる。現在は足りてるっていうけどで、教員が今

公営住宅に住んでいる。先生は2名、問寒別外から通って問寒別の学校に来ている。そういう状況もうちょっと確認してほしいと思います。

それと、除雪運行管理システム導入業務、21ページなんですけど、先ほど委員会でも説明があったんですけども、これはこども議会で、子どもが朝除雪してるときに、どこを除雪してるかわからなくて、いろいろ不便だったんですけども、このシステムを利用すれば、町民でも今どこを除雪車走っているか、いつ除雪車来るかというのが町民も利用できるシステムになるのかどうなのかお伺いしたいと思います。

これは委託ということですから、どこか業者、1社指定してそこに全てお任せして、説明のあった日報とかつくるまで、委託業者にやってもらうのか。業者の選択ですね、そこら辺をお伺いします。

建設管理課長 島田幸司君

お答えします。

本システムに関しては、議員おっしゃるとおりで、経費は別にかかってくるんですけども、運行状況をパソコン上で逐次見ることができます。それは町民の方も。実際にほかの自治体で導入しているところでも、そういうシステムを、そういうふうに町民、市民の方が見て、今どこ走ってるというような情報提供している自治体もあります。

ただ、経費的にはものすごくかかりますので、今回うちで検討しているというか、今回補正予算のほうで計上させてもらったシステムには、その情報は、把握できることはできません。経費がかかってきますので、それは今回は導入する予定はございません。

それと、契約の関係なんですけれども、今ですね、除雪車運行管理システムというものをつくっている会社が、ちょっと調べてみたところ、全国で約5社、4社から5社ぐらいがこのシステムをつくっているというふうに把握しております。

道内では、常任委員会でもご説明させてもらったんですけども、4自治体が既に導入済みだということで、うちのほうとしましては、各社、ほとんど中身というものが似てはいるんです。細かいところ、日報とか月報とか集計表の中身が若干違うということで、あとほとんどシステムの中身というものは、各社ほとんど同じような状況でございます。

契約方法につきましては、うちのほうで仕様書等をきちっと整理して、うちの仕様書に合ったシステムをつくれる会社ということで、道内実績がある、道内で導入実績のある業者うちのほうで指名いたしまして、仕様書のほうできちんと定めた内容で指名競争入札を行うと考えております。

教育次長 伊藤一男君

教職員の住宅に関しましては、その年の転出転入の関係、それから宗谷になりまして、稚内市が近いということで、通われる先生等もかなり多いということの中、なかなか、次年度の見込み等を推計しながらやっていくというのは、ちょっとなかなか難しいところなんですけれども、極力、住宅余さないように、また、足りなくならないようにということで、今後も計算をしながら、住宅のほうを管理していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長 高橋秀之君

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、歳出一括の質疑を終わります。

これより、歳入一括の質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、歳入一括の質疑を終わります。

これより、総括の質疑を行います。

ありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、総括の質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第7号は、討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第8号「平成31年度幌延町介護保険特別会計補正予算(第1号)」の件を議題とします。

議案第8号についての提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長 村上貴紀君

議案第8号「平成31年度 幌延町介護保険特別会計補正予算(第1号)」について提案理由を申し上げます。

この度の補正の主な要因は、保険事業勘定で、過年度分の介護給付費等に係る国庫負担金等の精算によるものであります。

1ページをお開きください。

第1条第1項の歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれ既定の予算総額に948万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億6,500万5千円にしようとするもので、補正後の事業勘定別内訳は、保険事業勘定を2億5,645万9千円に、介護サービス事業勘定については、現行予算どおりの854万6千円とするものであります。

第2項の「歳入歳出予算の補正」の款項の区分ごとの補正額は、事項別明細書により概要をご説明いたします。

8ページをお開きください。

まず、保険事業勘定の歳出ですが、5款1項2目 償還金は、平成30年度における介護給付費や地域支援事業における国や北海道の負担金、補助金に超過交付があったことから、これを返還するために、948万4千円を増額しております。

次に歳入であります、6ページをお開きください。

7款 繰越金は、この度の補正に伴う財源調整のため948万4千円を増額しております。

なお、前年度繰越金は、1,731万6千円を見込んでおり、この度の補正後の繰越金の予算額1,348万4千円との差引383万2千円については、今後の補正財源として留保しております。

以上、議案第8号の提案理由といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳入歳出を一括して行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳入歳出一括の質疑を行います。

ありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第8号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第9号「平成31年度 幌延町下水道事業特別会計補正予算(第1号)」の件を議題といたします。

議案第9号について、提案理由の説明を求めます。

建設管理課長 島 田 幸 司 君

議案第9号「平成31年度幌延町下水道事業特別会計補正予算(第1号)」について提案理由を申し上げます。

このたびの補正予算の主な理由は、個別排水処理施設整備費の増額であります。

1ページをお開き願います。

第1条第1項の歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ260万7千円を増額し、歳入歳出の総額を2億2,726万2千円にするものであります。

第2項の第1表 歳入歳出予算補正につきましては、6ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細の説明によりかえさせていただきます。

第2条の地方債の補正であります。4ページの第2表地方債補正をお開き願います。

起債対象事業費の個別排水施設整備費が増額となりましたので、下水道事業債の個別排水処理施設整備事業の限度額570万円を750万円とし、180万円増額するものであります。

以下、歳出歳入の順にご説明いたします。

10、11ページをお開き願います。

1款1項1目 一般管理費の一般給与21万円並びに借上料2万7千円の減は、起債対象事業費の増額により、事業費支弁として減額補正するものであります。

1款1項5目 個別排水施設整備費の一般、一般職給料21万円並びに借上料2万7千円の増は、起債対象事業費の増額により、事業費支弁として増額補正するものであり、工事請負費の、個別排水処理施設設置260万7千円の増は、個別排水処理施設の新規設置基数が当初の3基から1基増の4基となったことにより、工事費を増額するものであります。

次に、歳入であります。8、9ページにお戻り願います。

4款1項1目 一般会計繰入金の増は、歳出予算の増額補正に伴い、繰入金が増額となるものであります。

6款1項1目 下水道事業債の個別排水処理施設整備事業につきましては、第2表地方債補正でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上、議案第9号「平成31年度幌延町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」について提案理由の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

お諮りします。

質疑の方法は、歳入歳出を一括して行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これより、歳入歳出一括の質疑を行います。

（「ありません」の声あり）

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第9号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

本日の議事日程は、全て終了しました。

これにて、散会します。

なお、明日は午前10時より会議を開きます。本日は、大変ご苦労様でした。

（16時54分 散 会）

以上、相違ないことを証するため、署名議員と共に署名する。

幌延町議会議長 高橋 秀之

署名議員 7番 西澤 裕之

署名議員 1番 富樫 直敏

以上、記録する。

主 事 満保 希来